EDINET Electronic Disclosure for Investors' NETwork

Overall Guide to EDINET Taxonomy

EDINET タクソノミの概要説明（案）

平成 30 年 12 月

金融庁　企画市場局　企業開示課

はじめに

『EDINET タクソノミの概要説明』（以下「本書」という。）は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（以下「EDINET」という。）に、XBRL (eXtensible Business Reporting Language) 形式で書類を提出するための EDINET タクソノミ及び XBRL 仕様の全体概要及び主要事項を説明するものです。なお、本書中の「EDINET タクソノミ」は、平成 25 年度に適用開始したインライン XBRL 方式の EDINET タクソノミを指します。

本書の表記について

本書に記載されている記号には、次のような意味があります。

表示	意味
注 意	設定時に注意が必要な事柄を記載しています。
参照先ガイドライン	参照先ガイドラインがある場合に記載しています。

略称

略称については、『EDINET タクソノミ用語集』を参照してください。

◆Microsoft、Excel、Windows は、米国 Microsoft Corporation の米国及びその他の国における登録商標又は商標です。
◆その他、記載されている会社名及び製品名は、各社の登録商標又は商標です。
◆本文中では、TM や®は省略しています。
◆本文及び添付のデータファイルで題材として使用している個人名、団体名、商品名、ロゴ、連絡先、メールアドレス、場所、出来事等は、全て架空のものです。実在するものとは一切関係ありません。
◆本書に掲載されている内容は、平成 30 年 12 月現在のもので、予告なく変更される可能性があります。
◆本書で公開している情報の利用については、利用規約（https://submit.edinet-fsa.go.jp/EKW00Z0030.html）を遵守してください。
◆本書に記載の会社名及び製品名について、金融庁はそれらの会社、製品等を推奨するものではありません。

Copyright©金融庁 All Rights Reserved.

Contents

1. EDINET における XBRL の概要 1

1-1 XBRL とは 2

1-2 タクソノミとは 3

1-2-1 タクソノミの構成 3

1-2-2 提出者別タクソノミ 4

1-3 インスタンスとは 6

1-4 インライン XBRL 7

1-4-1 インライン XBRL のタグ付け方法 9

1-5 ディメンション 10

1-5-1 ディメンションとは 10

1-5-1-1 縦軸又は横軸のディメンション 11

1-5-1-2 繰り返し項目のディメンション 13

1-5-2 ローカルディメンション 15

2. EDINET における XBRL 提出書類の概要 17

2-1 XBRL 対象範囲 18

2-1-1 XBRL 対象範囲 18

2-1-2 IFRS 財務諸表の対応 22

2-1-3 修正国際基準の対応 22

2-1-4 米国基準財務諸表の対応 23

2-1-5 訂正報告時の提出ファイル 24

2-1-6 XBRL 作成ツールの対象様式 25

2-2 XBRL ファイルの構成 26

2-2-1 提出書類を構成する拡張リンクロールの種類 26

2-2-1-1 様式ツリーと目次項目 26

2-2-1-2 詳細ツリー 27

2-2-1-3 科目一覧ツリー 27

2-2-2 マニフェストファイル 27

2-2-3 DEI 28

2-3 タクソノミ分割の単位 29

2-3-1 開示府令のタクソノミ分割単位 29

2-3-2 特定有価証券開示府令のタクソノミ分割単位 30

2-3-3 他社株買付府令のタクソノミ分割単位 31

2-3-4 自社株買付府令のタクソノミ分割単位 31

2-3-5 大量保有府令のタクソノミ分割単位 32

2-3-6 内部統制府令のタクソノミ分割単位 32

2-3-7 財務諸表本表及び DEI のタクソノミ分割単位 32

2-4 要素選択及び表示とラベルとの関係 33

2-5 詳細タグ付けの範囲及び方針 36

2-5-1 財務諸表本表 36

2-5-2 開示府令 43

2-5-3 日本基準財務諸表 49

2-5-4 IFRS 財務諸表 57

2-5-5 特定有価証券開示府令 61

2-5-6 大量保有府令 61

2-5-7 他社株買付府令 61

2-5-8 詳細タグ付けに係る注意事項 61

2-5-8-1 金額の記載方法 61

2-5-8-2 目次のみ記載される場合 62

2-5-8-3 目次要素を追加した場合 62

2-5-8-4 タグ付けを要しない記載事項 62

2-5-8-5 ファンドの委託会社の中間財務諸表本表 63

1

EDINET における XBRL の概要

本章では、EDINET における XBRL の概要について説明します。

1-1　XBRL とは

XBRL は、各種財務報告用の情報を作成、流通及び利用できるように標準化された XML ベースの言語「eXtensible Business Reporting Language」の略です。EDINET では、XBRL を利用して有価証券報告書等の書類を作成し、提出します。

XBRL では、「**タクソノミ**」及び「**インスタンス**」が必要です。次の図表では、「100」という開示情報とタクソノミ及びインスタンスの関係（イメージ）を表しています。ひも付く要素及び項目（日本語名称、英語名称等）はタクソノミで定義し、期間、通貨単位等はインスタンスで設定します。

図表　1-1-1 XBRL におけるタクソノミ及びインスタンス（イメージ）

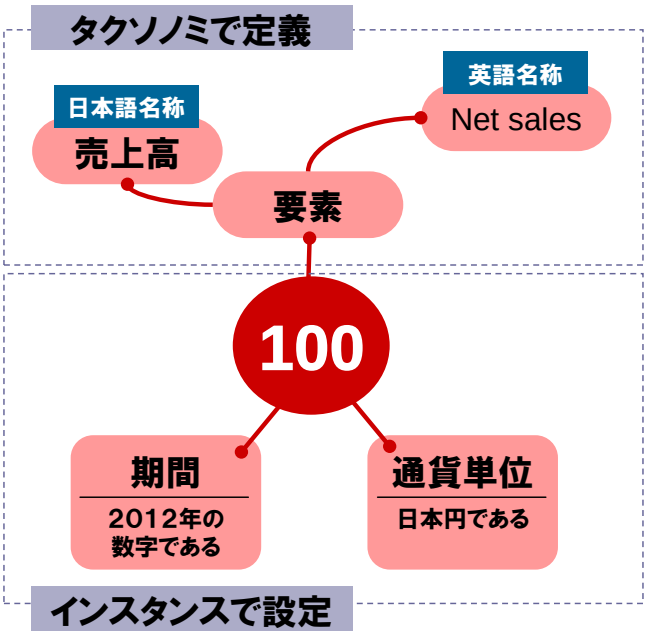

1-2 タクソノミとは

EDINET タクソノミについて説明します。

次の図表にある中央の「100」という情報は開示しようとする情報を表しています。

この開示しようとする「100」という情報とひも付ける要素の日本語名称が「**売上高**」であり、英語名称が「Net Sales」であること等、要素の属性を「**タクソノミ**」で定義します。標準的なタクソノミは、EDINET から提供されます。この標準的なタクソノミのことを「**EDINET タクソノミ**」といいます。

図表 1-2-1 XBRL で定義するタクソノミ（イメージ）

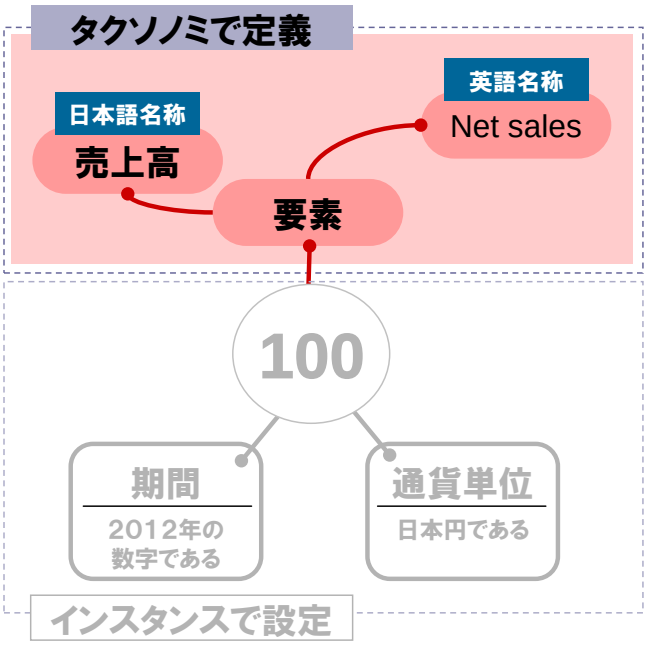

1-2-1 タクソノミの構成

EDINET タクソノミの構成について説明します。

EDINET タクソノミは、次の図表のように「**内閣府令タクソノミ**」、「**財務諸表本表タクソノミ**」、「**国際会計基準タクソノミ**」及び「**DEI タクソノミ**」があります。「**内閣府令タクソノミ**」は、「**2 章 EDINET における XBRL 提出書類の概要 2-3 タクソノミ分割の単位**」に後述するように複数の単位で分割されています。

図表 1-2-2 EDINET タクソノミの構成（イメージ）

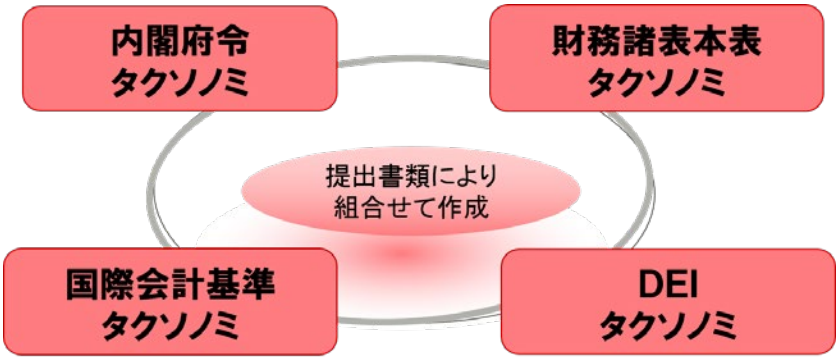

「**内閣府令タクソノミ**」は、提出書類全体のうち、IFRS 財務諸表（注記事項を含む。以下同じ。）及び日本基準の財務諸表本表以外に係るタクソノミです。「**財務諸表本表タクソノミ**」は日本基準の財務諸表本表に係るタクソノミです。「**国際会計基準タクソノミ**」は、IFRS 財務諸表に係るタクソノミです。「**DEI タクソノミ**」は、提出書類の基本情報(Document Information)及び開示書類等提出者の基本情報(Entity Information)が格納されているタクソノミです。

各タクソノミは「**スキーマファイル**」及び「**リンクベースファイル**」で構成されています。構成要素は、次の図表のとおりです。

図表 1-2-3 タクソノミを構成する各種ファイル（イメージ）

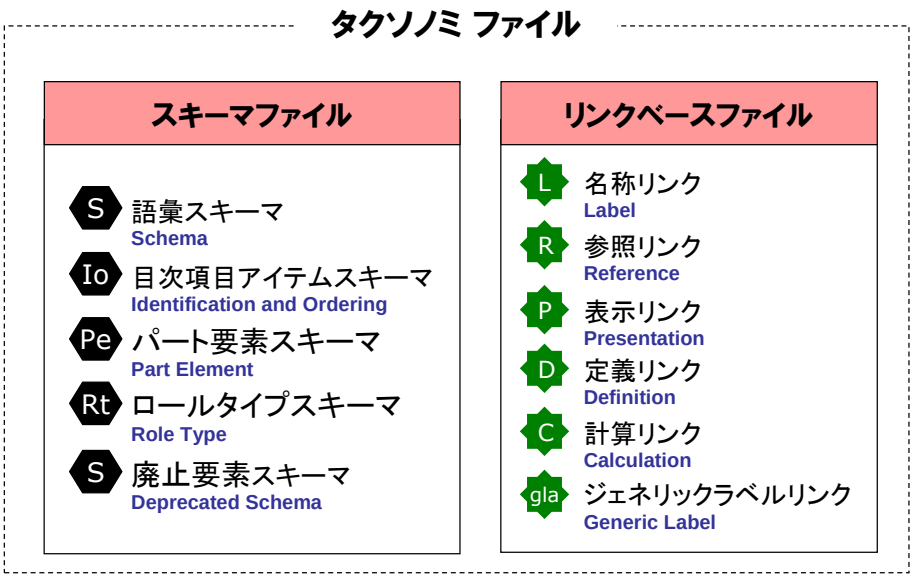

参照先 ガイドライン 『提出者別タクソノミ作成ガイドライン』

1-2-2 提出者別タクソノミ

EDINET タクソノミには、各様式の報告に必要な標準的な記載項目が定義されていますが、開示書類等提出者は、提出しようとする提出書類によって、開示に必要な項目を取捨選択したり、必要に応じて適宜追加（拡張）したりできます。この拡張されたタクソノミのことを「**提出者別タクソノミ**」といいます。

提出者別タクソノミは必ず作成します。EDINET タクソノミを直接修正して提出者別タクソノミを作成することはできません。提出者別タクソノミを作成する際に、次の図表のように、EDINET タクソノミで定義されているスキーマファイルを「**インポート**」したり、リンクベースファイルを「**参照**」したりする必要があります。また、リンクベースファイルの必要な部分を「**コピー**」し、編集して利用することができます。

「**インポート**」とは、EDINET タクソノミのスキーマファイルを提出者別タクソノミのスキーマファイルに読み込むことです。

「**参照**」とは、EDINET タクソノミのリンクベースファイルを提出者別タクソノミのスキーマファイルから参照することです。

「**コピー**」とは、EDINET タクソノミのリンクベースファイルの定義を、提出者別タクソノミのリンクベースファイルにコピーすることです。

図表 1-2-4 EDINET タクソノミと提出者別タクソノミの構成（イメージ）

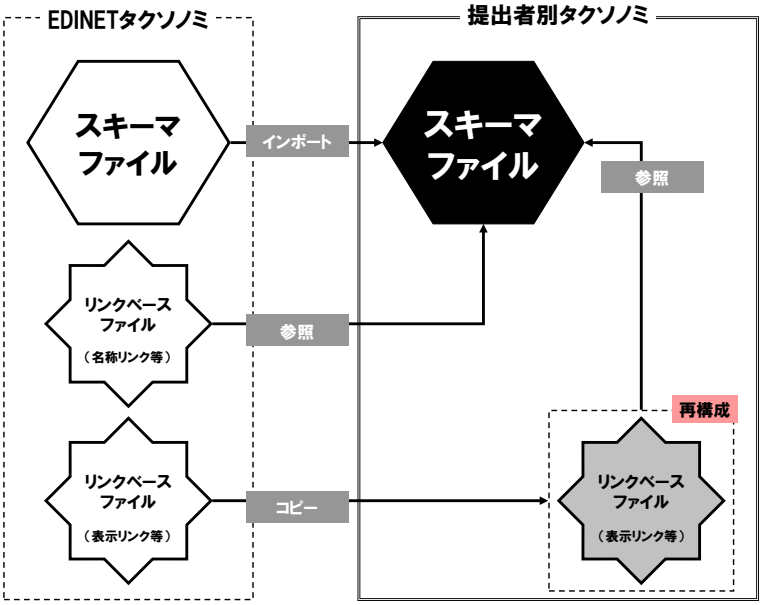

1-3　インスタンスとは

XBRL のインスタンスについて説明します。

次の図表にある中央の「100」という情報は開示しようとする情報を表しています。

この開示しようとする「100」という情報には、いつの報告数字なのか、また通貨単位は日本円なのか米ドルなのか等の情報を含みます。このような期間、通貨単位等は、「**インスタンス**」で設定します。

図表 1-3-1 XBRL で定義するインスタンス（イメージ）

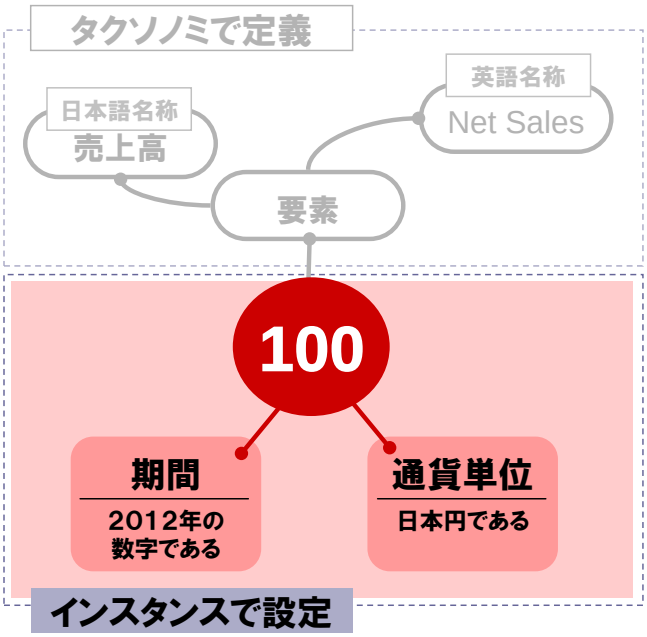

参照先ガイドライン　『報告書インスタンス作成ガイドライン』

1-4　インライン XBRL

インライン XBRL は、XBRL インスタンス中で表現する要素を、XHTML ファイルに直接埋め込むことができるインスタンス形式です。この仕様により作成されるファイルを「**インライン XBRL ファイル**」といいます。

インライン XBRL は、次の図表にあるように、XHTML のもつ様々な表現力を使い、ブラウザで表示できる一方で、XBRL インスタンス中で表現する要素が XHTML ファイルに埋め込まれているため、XBRL インスタンスへの変換も可能で、XBRL データを利用して分析する場合に容易に利用及び加工できるようになっています。

図表 1-4-1 たな卸資産の内訳に関するタグ付け（イメージ）

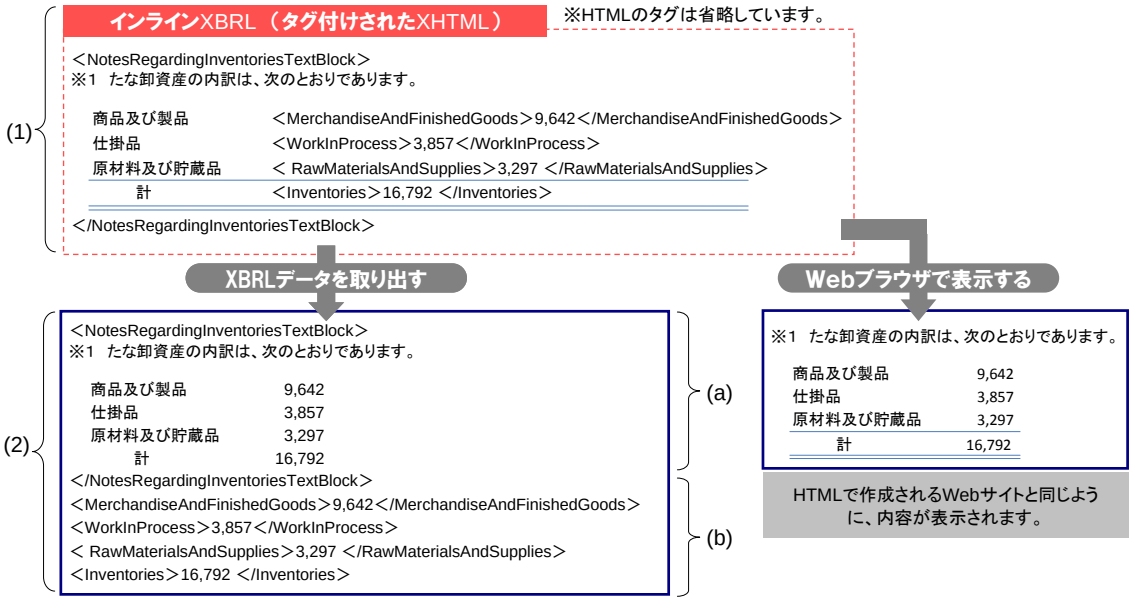

※上の図表は説明目的のイメージで、実際よりも簡略化しています。

解説

(1) 「NotesRegardingInventoriesTextBlock」というテキストブロックで注記事項の全体をタグ付けし、また、内訳（商品及び製品、仕掛品等）の金額及び合計金額を「MerchandiseAndFinishedGoods」、「WorkInProcess」等の詳細タグでタグ付けしています。合計を表す項目の前後に、HTML で合計線を引くように設定しています。

(2) インライン XBRL からタグ付けされたデータを取り出した XBRL インスタンスを表しています。
インライン XBRL でタグの中にタグが出現する場合（(1)の場合、NotesRegarding-InventoriesTextBlock タグの中に含まれる子要素のこと（例：MerchandiseAnd-FinishedGoods タグ）。）は、子要素のタグ付け情報もインスタンス値として取り出されます。そのため、(a)には NotesRegardingInventoriesTextBlock タグで囲まれた内容が出力され、(b)には MerchandiseAndFinishedGoods タグから Inventories タグまでのそれぞれのタグで囲まれた内容が出力されます。

開示書類等提出者は、提出する書類を作成する際に、インライン XBRL ファイルを作成します。EDINET にインライン XBRL ファイルを提出すると、これを基に XBRL インスタンスファイルが自動作成されます。

図表 1-4-2 XBRL インスタンスファイルが作成されるイメージ

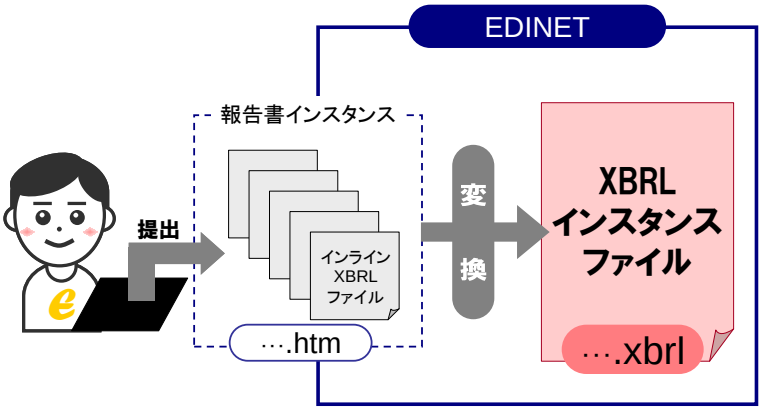

インライン XBRL ファイルから XBRL インスタンスファイルに変換する際の数値及び日付を変換するルールは、「Transformation Rule」を使用します。

次の図表は、インライン XBRL で指定された日付がどのように変換されるかを表しています。Web ブラウザで表示した場合は、インライン XBRL ファイルの値（日付）がそのまま表示されますが、XBRL インスタンスファイルでは、西暦年月日の形式で出力されます。

図表 1-4-3 Transformation Rule の変換イメージ

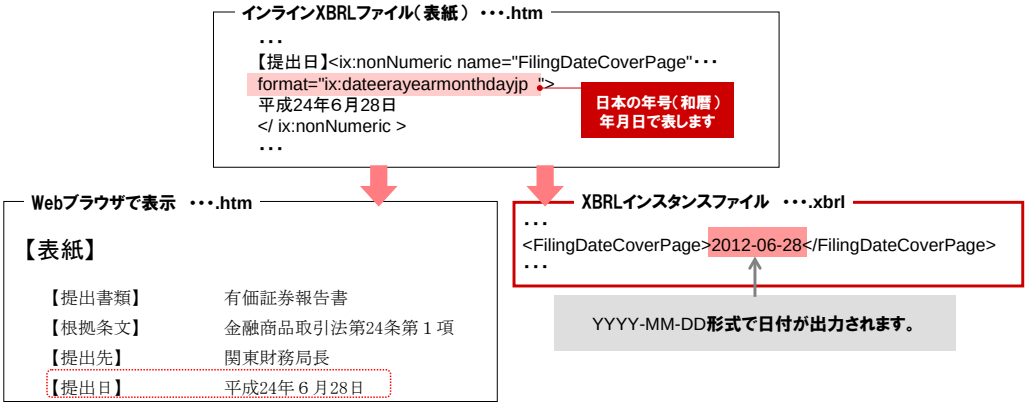

参照先ガイドライン　『報告書インスタンス作成ガイドライン』

1-4-1　インライン XBRL のタグ付け方法

インライン XBRL のタグ付け方法は、大きく分けて次の図表のように、包括タグによるタグ付けの方法と詳細タグによるタグ付けの二つの方法があります。

図表 1-4-4 タグ付け方法（イメージ）

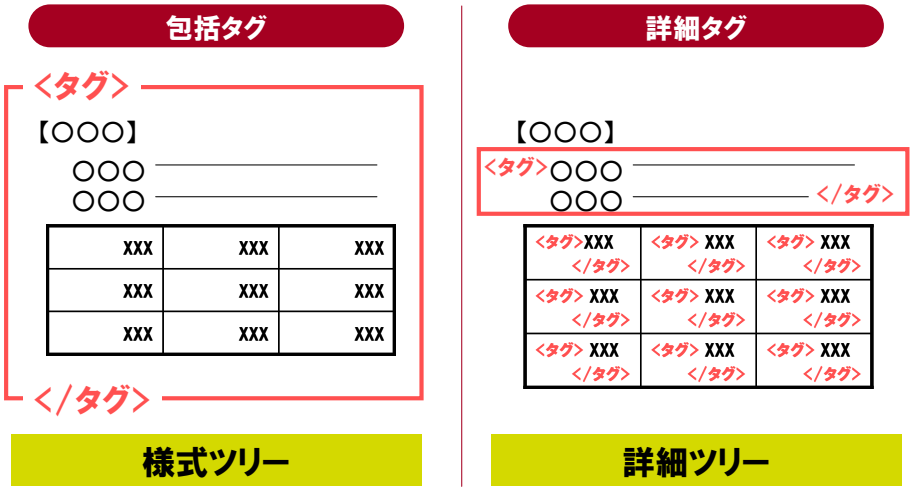

＜包括タグ＞

一般的に文章、表等の複数の情報をまとめて囲む場合に用いるタグを包括タグといいます。包括タグは、テキストブロック要素です。なお、テキストブロックの粒度には様々なレベルがあり、ある程度詳細なイメージのものもあります。

EDINET タクソノミ関連ガイドラインにおいては、様式ツリーの目次項目の子要素（孫要素及びその配下の要素は含まない。）として定義されるテキストブロックを「**様式ツリーの包括タグ**」又は単に「**包括タグ**」と表記し、その他のテキストブロックは「**テキストブロック**」と表記します。

＜詳細タグ＞

一般的に詳細な粒度の概念で定義されたタグを詳細タグといいます。文字列、文章、金額、数値等ごとに付けるタグは、詳細タグです。

EDINET タクソノミの詳細ツリーには、テキストブロック要素のほかに、文字列、文章、金額、数値等を囲むタグが定義されています。

1-5　ディメンション

EDINET タクソノミでは、XBRL で縦と横等の多次元構造を表現するための方法として「**ディメンション**」という仕様を採用しています。ディメンションで定義する表のパターン、使用される要素及びその設定方法について説明します。

1-5-1　ディメンションとは

ディメンションを用いる箇所では、インスタンス値を「**表示項目**」と「**ディメンション軸**」との組合せによって表現します。ディメンションは、表の横軸又は縦軸を表すものと表の繰り返しを表すものに大別されます。

次の図表にある「**報告セグメント**」、「**連結又は個別**」等を定義する軸を「**ディメンション軸**」といい、他方の科目の並びを「**表示項目**」といいます。

図表 1-5-1 ディメンションで表す表の類型

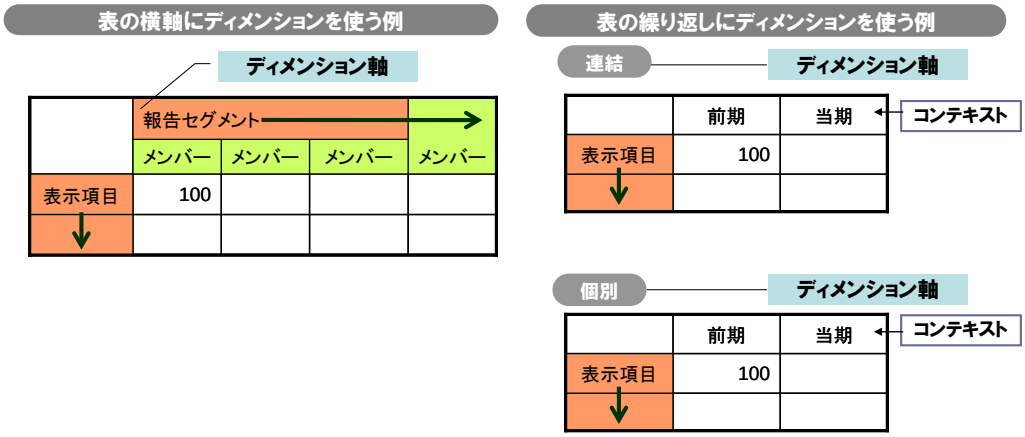

表示項目とディメンション軸との組合せの例は、次の図表のとおりです。

図表 1-5-2 表示項目とディメンション軸との組合せ

No	表示項目	ディメンション軸
1	変動要因	純資産の構成内容
2	売上高、利益、等	報告セグメント
3	所有株式数、割合、等	大株主

1-5-1-1　縦軸又は横軸のディメンション

「図表 1-5-1 ディメンションで表す表の類型」の「表の横軸にディメンションを使う例」をディメンションで表すと、次の図表のようなイメージになります。

図表 1-5-3 ディメンションで定義される構造のイメージ（表の横軸にディメンションを用いた表の場合）

EDINET タクソノミにおいては、株主資本等変動計算書の変動要因は表示項目として定義し、純資産の構成内容はディメンション軸のメンバーとして定義しています。インスタンス値は、表示項目とメンバーとの組合せに対して設定します。なお、ディメンションデフォルト以外のメンバーは、コンテキストのシナリオ要素として設定します。

図表 1-5-4 株主資本等変動計算書の設定例

表示項目（変動要因）	メンバー（純資産の構成内容）	値
剰余金の配当	利益剰余金メンバー	△3,222
親会社株主に帰属する当期純利益	利益剰余金メンバー	8,056
自己株式の処分	自己株式メンバー	489
・・・・		・・・
剰余金の配当	株主資本メンバー	△3,222
親会社株主に帰属する当期純利益	株主資本メンバー	8,056
自己株式の処分	株主資本メンバー	489
・・・・		・・・
剰余金の配当	純資産メンバー	△3,222
親会社株主に帰属する当期純利益	純資産メンバー	8,056
自己株式の処分	純資産メンバー	489
・・・・		・・・

1-5-1-2　繰り返し項目のディメンション

「図表 1-5-1 ディメンションで表す表の類型」の「**表の繰り返しにディメンションを使う例**」について説明します。

有価証券報告書の「**主要な経営指標等の推移**」は、「**(1)連結経営指標等**」及び「**(2)提出会社の経営指標等**」という類似の表が繰り返されます。「**(1)連結経営指標等**」は、「**連結個別［軸］**」の「**連結［メンバー］**」を用い、「**(2)提出会社の経営指標等**」は、「**連結個別［軸］**」の「**個別［メンバー］**」を用います。ただし、「**連結［メンバー］**」は、「**連結個別［軸］**」のデフォルトメンバーであるため、「**(1)連結経営指標等**」の表には「**ディメンションデフォルト**」を併せて設定します。

表示項目は、「**売上高**」、「**経常利益**」等、共通の項目には同一の要素を両方の表に設定し、共通でない項目には異なる要素をそれぞれ該当する表のみに設定します。

「**主要な経営指標等の推移**」においては、横軸は決算期の違いを表しますが、決算期の違いはコンテキストの期間属性の違いで表現されます。

図表 1-5-5 ディメンションで定義される構造のイメージ（連結の場合）

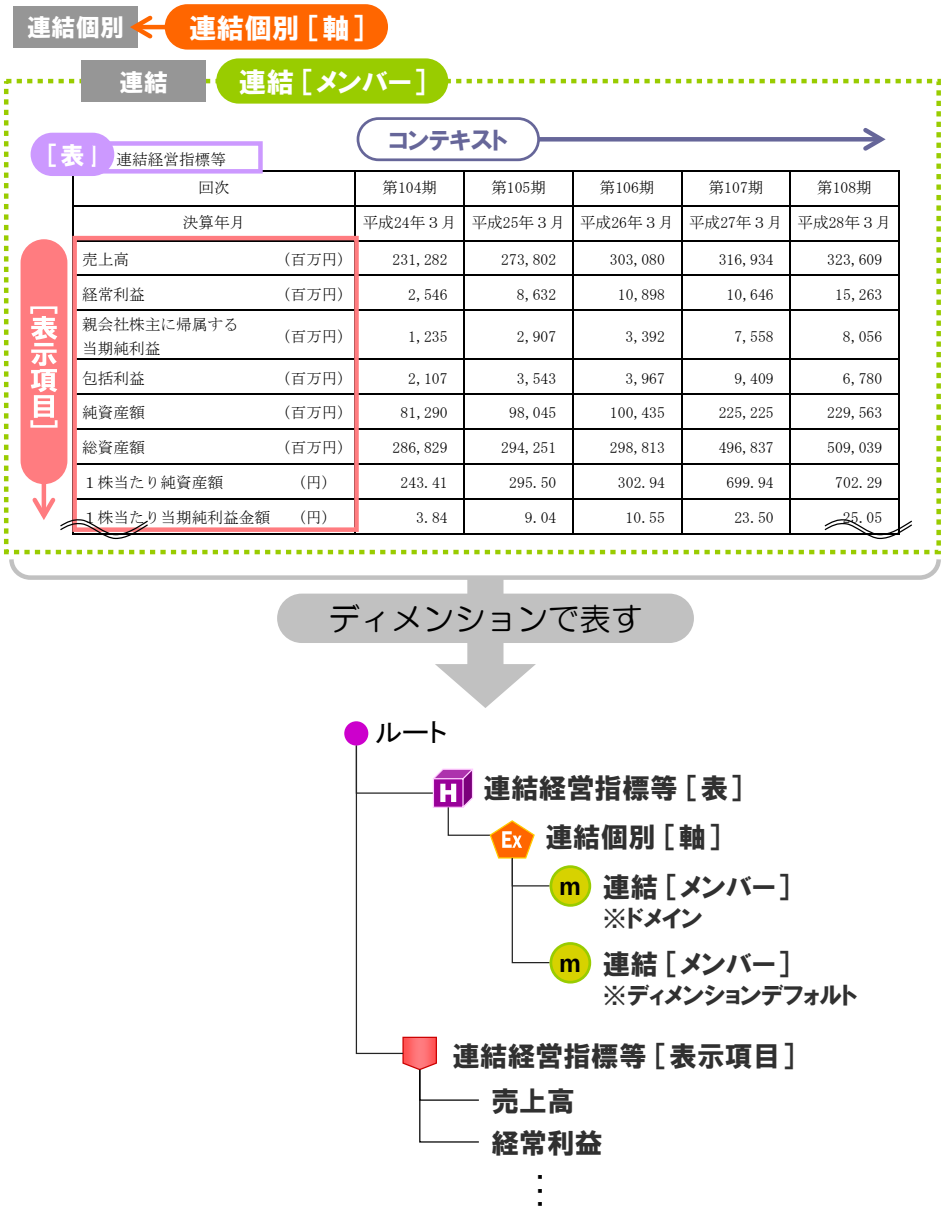

回次		第104期	第105期	第106期	第107期	第108期
決算年月		平成24年３月	平成25年３月	平成26年３月	平成27年３月	平成28年３月
売上高	（百万円）	231, 282	273, 802	303, 080	316, 934	323, 609
経常利益	（百万円）	2, 546	8, 632	10, 898	10, 646	15, 263
親会社株主に帰属する当期純利益	（百万円）	1, 235	2, 907	3, 392	7, 558	8, 056
包括利益	（百万円）	2, 107	3, 543	3, 967	9, 409	6, 780
純資産額	（百万円）	81, 290	98, 045	100, 435	225, 225	229, 563
総資産額	（百万円）	286, 829	294, 251	298, 813	496, 837	509, 039
１株当たり純資産額	（円）	243. 41	295. 50	302. 94	699. 94	702. 29
１株当たり当期純利益金額	（円）	3. 84	9. 04	10. 55	23. 50	25. 05

図表 1-5-6 ディメンションで定義される構造のイメージ（個別の場合）

回次		第104期	第105期	第106期	第107期	第108期
決算年月		平成20年３月	平成21年３月	平成22年３月	平成23年３月	平成24年３月
売上高	（百万円）	130, 747	154, 886	183, 448	196, 499	210, 346
経常利益	（百万円）	1, 087	1, 691	4, 610	6, 913	15, 445
当期純利益	（百万円）	439	1, 228	2, 139	7, 190	13, 063
資本金	（百万円）	44, 450	44, 500	44, 500	44, 500	44, 500
発行済株式総数	（千株）	322, 443	322, 485	322, 485	322, 485	322, 485
純資産額	（百万円）	77, 909	78, 844	79, 786	100, 190	109, 301
総資産額	（百万円）	201, 320	205, 768	207, 493	295, 955	312, 847
１株当たり純資産額	（円）	242. 33	245. 14	248. 07	311. 51	339. 83

1-5-2　ローカルディメンション

ディメンションのドメイン及びメンバーを定義する場所は、次の図表にあるように「**ローカルディメンション**」があります。

ローカルディメンションの場合は、指定されたディメンション表でのみ軸に定義されたメンバーを利用できます。

図表 1-5-7 ローカルディメンションのイメージ

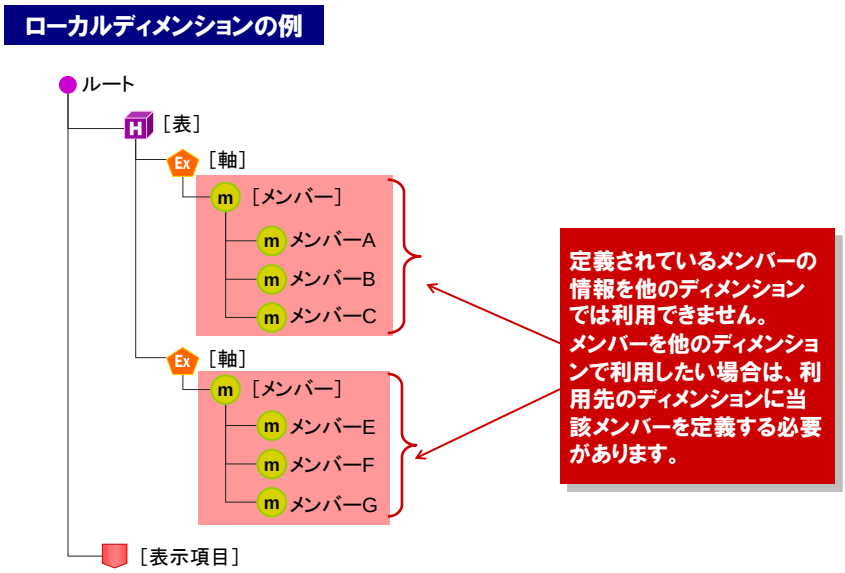

参照先ガイドライン　『提出者別タクソノミ作成ガイドライン』

2

EDINET における XBRL 提出書類の概要

本章では、EDINET における XBRL 提出書類の概要について説明します。

2-1 XBRL 対象範囲

XBRL 対象範囲について説明します。

2-1-1 XBRL 対象範囲

XBRL の対象書類は、有価証券届出書、有価証券報告書、四半期報告書、公開買付報告書、大量保有報告書等です（対象書類の詳細は、「**図表 2-1-2 XBRL 対象様式（開示府令）**」から「**図表 2-1-7 XBRL 対象様式（内部統制府令）**」を参照してください。）。

XBRL の対象様式は、65 様式で、次の図表にあるように、提出書類本文全体及び独立監査人の報告書が XBRL 対象範囲である様式と、財務諸表本表のみが XBRL 対象範囲である様式とがあります。

図表 2-1-1 XBRL 対象範囲のパターン

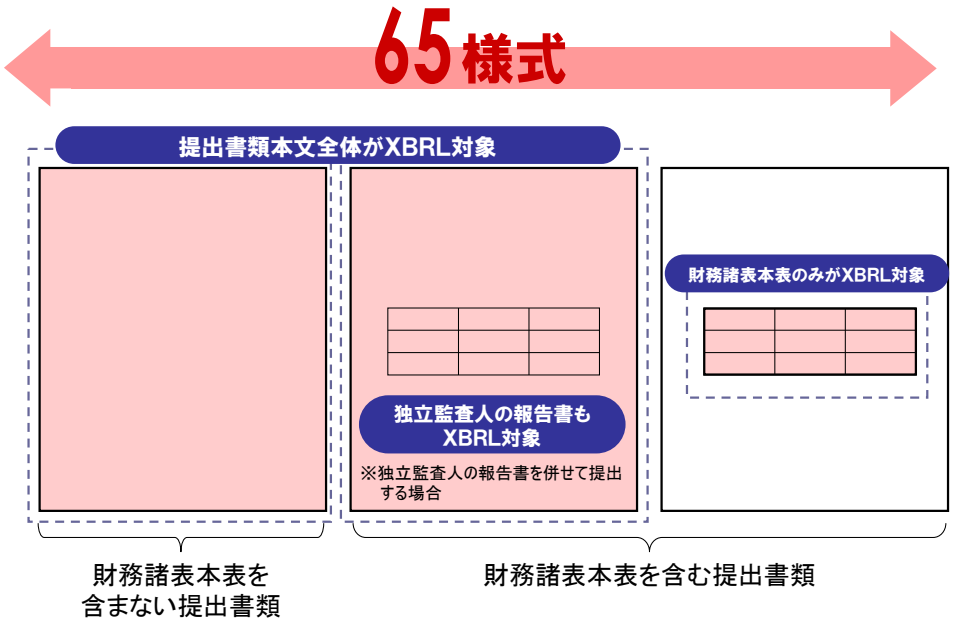

XBRL の対象となる書類及び関連する府令、規則等は、次の「**図表 2-1-2 XBRL 対象様式（開示府令）**」から「**図表 2-1-7 XBRL 対象様式（内部統制府令）**」までのとおりです。

なお、表の「**XBRL 対象**」欄の見方は、次のとおりです。

・「**全体**」のみ「**○**」	→提出書類全体をタグ付けする様式（ただし、財務諸表本表はなし。）。
・「**本表**」のみ「**○**」	→財務諸表本表のみにタグ付けする様式。
・「**全体**」及び「**本表**」に「**○**」	→提出書類全体をタグ付けする様式（財務諸表本表及び独立監査人の報告書もタグ付けする。）。

図表 2-1-2 XBRL 対象様式（開示府令）

No	書類種別	様式番号	備考	XBRL 対象	
				全体	本表
1	有価証券届出書	第二号様式	（通常方式）	○	○
2	有価証券届出書	第二号の二様式	（組込方式）	○	
3	有価証券届出書	第二号の三様式	（参照方式）	○	
4	有価証券届出書	第二号の四様式	（新規公開時）	○	○
5	有価証券届出書	第二号の五様式	（少額募集等）	○	○
6	有価証券届出書	第二号の六様式	（組織再編成）	○	○
7	有価証券届出書	第二号の七様式	（組織再編成・上場）	○	○
8	有価証券報告書	第三号様式	（通常方式）	○	○
9	有価証券報告書	第三号の二様式	（少額募集等）	○	○
10	有価証券報告書	第四号様式	（法 24 条 3 項に基づくもの）	○	○
11	四半期報告書	第四号の三様式		○	○
12	半期報告書	第五号様式	（通常方式）	○	○
13	半期報告書	第五号の二様式	（少額募集等）	○	○
14	臨時報告書	第五号の三様式		○	
15	有価証券届出書	第七号様式	外国会社（通常方式）※		○
16	有価証券届出書	第七号の四様式	外国会社（組織再編成）※		○
17	有価証券報告書	第八号様式	外国会社※		○
18	有価証券報告書	第九号様式	外国会社※		○
19	四半期報告書	第九号の三様式	外国会社※		○
20	半期報告書	第十号様式	外国会社※		○
21	発行登録書	第十一号様式	（株券、社債券等）	○	
22	発行登録書	第十一号の二様式	（ＣＰ）	○	
23	発行登録書	第十一号の二の二様式	（短期社債）	○	
24	発行登録追補書類	第十二号様式	（株券、社債券等）	○	
25	発行登録追補書類	第十二号の二様式	（ＣＰ）	○	
26	自己株券買付状況報告書	第十七号様式	（法 24 条の６第１項に基づくもの）	○	

※ 日本基準の財務諸表本表に限る。

図表 2-1-3 XBRL 対象様式（特定有価証券開示府令）

No	書類種別	様式番号	備考	XBRL 対象	
				全体	本表
1	有価証券届出書	第四号様式	（内国投資信託受益証券）	○	○
2	有価証券届出書	第四号の三様式	（内国投資証券）	○	○
3	有価証券届出書	第四号の三の二様式	（組込方式・内国投資証券）	○	
4	有価証券届出書	第四号の三の三様式	（参照方式・内国投資証券）	○	
5	有価証券届出書	第五号の二様式	（内国資産流動化証券）		○
6	有価証券届出書	第五号の四様式	（内国資産信託流動化受益証券）		○
7	有価証券届出書	第六号様式	（内国信託受益証券等）		○
8	有価証券届出書	第六号の五様式	（内国有価証券投資事業権利等）		○
9	有価証券報告書【みなし有価証券届出書】	第六号の七及び第七号様式	（内国投資信託受益証券）	○	○
10	有価証券報告書【みなし有価証券届出書】	第六号の九及び第九号様式	（内国信託受益証券等）		○
11	有価証券報告書	第七号様式	（内国投資信託受益証券）	○	○
12	有価証券報告書	第七号の三様式	（内国投資証券）	○	○
13	有価証券報告書	第八号の二様式	（内国資産流動化証券）		○
14	有価証券報告書	第八号の四様式	（内国資産信託流動化受益証券）		○
15	有価証券報告書	第九号様式	（内国信託受益証券等）		○
16	有価証券報告書	第九号の五様式	（内国有価証券投資事業権利等）		○
17	半期報告書	第十号様式	（内国投資信託受益証券）	○	○
18	半期報告書	第十号の三様式	（内国投資証券）	○	○
19	半期報告書	第十一号の二様式	（内国資産流動化証券）		○
20	半期報告書	第十一号の四様式	（内国資産信託流動化受益証券）		○
21	半期報告書	第十二号様式	（内国信託受益証券等）		○
22	半期報告書	第十二号の五様式	（内国有価証券投資事業権利等）		○
23	発行登録書	第十五号様式	（内国投資証券）	○	
24	発行登録書	第十五号の三様式	（内国短期投資法人債）	○	
25	発行登録追補書類	第二十一号様式	（内国投資証券）	○	

No	書類種別	様式番号	備考	XBRL 対象	
				全体	本表
26	自己株券買付状況報告書	第二十五号の三様式	（法 24 条の 6 第 1 項に基づくもの）	○	
27	臨時報告書	様式なし	（内国特定有価証券）	○	

（注）外国特定有価証券は、XBRL 対象外です。

図表 2-1-4 XBRL 対象様式（他社株買付府令）

No	書類種別	様式番号	備考	XBRL 対象	
				全体	本表
1	公開買付届出書	第二号様式		○	
2	意見表明報告書	第四号様式		○	
3	公開買付撤回届出書	第五号様式		○	
4	公開買付報告書	第六号様式		○	
5	対質問回答報告書	第八号様式		○	

図表 2-1-5 XBRL 対象様式（自社株買付府令）

No	書類種別	様式番号	備考	XBRL 対象	
				全体	本表
1	公開買付届出書	第二号様式		○	
2	公開買付撤回届出書	第三号様式		○	
3	公開買付報告書	第四号様式		○	

図表 2-1-6 XBRL 対象様式（大量保有府令）

No	書類種別	様式番号	備考	XBRL 対象	
				全体	本表
1	大量保有報告書	第一号様式	変更報告書を含む	○	
2	大量保有報告書	第一号及び第二号様式	短期大量譲渡	○	
3	大量保有報告書	第三号様式	特例対象株券等	○	

図表 2-1-7 XBRL 対象様式（内部統制府令）

No	書類種別	様式番号	備考	XBRL 対象	
				全体	本表
1	内部統制報告書	第一号様式		○	

2-1-2 IFRS 財務諸表の対応

IFRS 財務諸表（指定国際会計基準（連結財務諸表規則第 93 条に規定する指定国際会計基準をいう。）に準拠して作成された連結財務諸表、中間連結財務諸表、四半期連結財務諸表、財務諸表、中間財務諸表及び四半期財務諸表をいう。以下同じ。）のタグ付けには、国際会計基準タクソノミを用います。様式ツリーの包括タグで財務諸表本表の表ごと及び注記事項の項番ごとのタグ付けをし、財務諸表本表、セグメント情報及び主要勘定の内訳については、詳細タグ付けもします。

詳細タグ付けの範囲及び方針については、「**2-5-4 IFRS 財務諸表**」を参照してください。

2-1-3 修正国際基準の対応

修正国際基準に基づく財務諸表は、EDINET タクソノミの包括タグでタグ付けし、詳細タグ付けはしません。

財務諸表本表の各表は、表ごとに一つのテキストブロックで表全体を包括タグ付けします。また、注記事項は、注記事項のテキストブロックを用いて包括タグ付けします。EDINET タクソノミの IFRS 用要素及び IFRS タクソノミを用いてタグ付けすることはできません。

DEI の会計基準の設定方法については『**提出者別タクソノミ作成ガイドライン 添付 5 様式ごとの DEI の設定値対応一覧**』を参照してください。

図表 2-1-8 修正国際基準に基づく財務諸表の様式ツリー

2-1-4 米国基準財務諸表の対応

提出書類本文全体を XBRL で提出する様式において、米国基準の財務諸表は、EDINET タクソノミの包括タグでタグ付けします。

財務諸表本表の各表は、表ごとに一つのテキストブロックで表全体を包括タグ付けします。また、注記事項は、注記事項のテキストブロックを用いて包括タグ付けします。

図表 2-1-9 米国基準財務諸表の様式ツリー

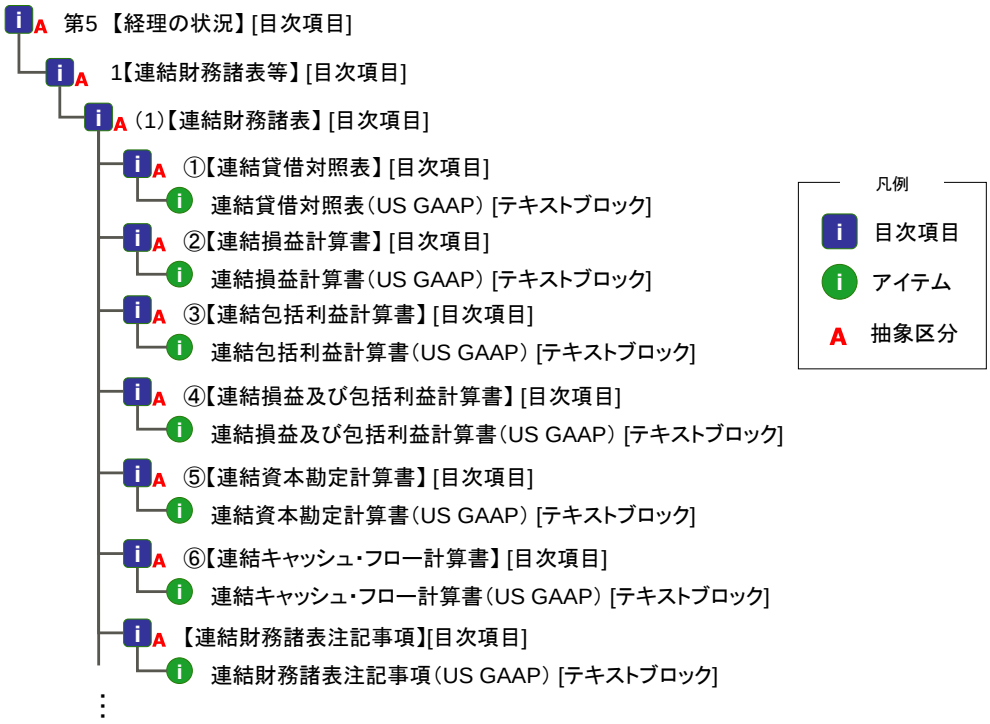

2-1-5 訂正報告時の提出ファイル

提出書類全体がインライン XBRL の対象である提出書類の訂正報告時は、訂正報告書とともに、訂正後の XBRL 形式書類を構成するファイル一式（提出者別タクソノミ、報告書インスタンス及びマニフェストファイル）を再提出します（訂正報告書に関する記載は、訂正届出書その他の訂正提出書類の場合も同様。ただし、訂正発行登録書は除く。以下同じ。）。IFRS 財務諸表の XBRL を併せて提出している場合は、訂正箇所が IFRS 財務諸表の内か否かにかかわらず、IFRS 財務諸表を含むインライン XBRL のファイル一式を再提出します。なお、「**訂正発行登録書**」は、「**発行登録書**」とは別に様式が定められており、XBRL の対象範囲外です。インライン XBRL の再提出が必要な訂正報告に含まれないことに注意してください。

財務諸表本表のみインライン XBRL の対象である提出書類の訂正報告時は、財務諸表本表又はその XBRL に訂正がある場合のみ、インライン XBRL の再提出が必要です。

訂正報告書自体は XBRL の対象外です。添付するインライン XBRL の表紙ファイルには、次の図表のように、提出書類名に続けて「**（元号 Y 年 M 月 D 日付け訂正報告書の添付インライン XBRL）**」と記載してください。

次の図表は平成 24 年 7 月 20 日に訂正報告書を提出する場合の例です。

なお、文言は提出書類名にあわせて適切に記載してください。例えば、有価証券届出書の訂正届出書に添付するインライン XBRL の表紙ファイルには、「**有価証券届出書（元号 Y 年 M 月 D 日付け訂正届出書の添付インライン XBRL）**」と記載します。

図表 2-1-10 表紙のイメージ

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書（平成24年7月20日付け訂正報告書の添付インラインXBRL）
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月28日

※表紙ファイルの【提出日】は、訂正事項ではないため、当初提出日のまま変更しません。

DEI の内容については、「**提出回数**」及び「**訂正の有無**」を更新し、「**訂正対象書類の書類管理番号**」を設定します。

ファイルの再提出に関する注意点は、次のとおりです。

（注意点 1）ファイル命名規約に従い、ファイル一式の各ファイル名の{提出回数}をインクリメント（1 ずつ増加）します。

（注意点 2）ファイル一式の各ファイル名の{提出回数}が一致していることを確認します。

（注意点 3）訂正報告書の場合は、当該書類を提出した日がファイル名の報告書提出回数の後ろの報告書提出日になっていることを確認します。

（注意点 4）訂正対象書類の書類管理番号が入力されていることを確認します。

（注意点 5）「**訂正の種類**」について、記載事項を訂正する場合（添付書類のみの訂正及び XBRL を同時に訂正する場合を含む）は「**記載事項訂正のフラグ**」を「true」にします。記載事項に訂正がなく、XBRL のみを訂正する場合は「**XBRL 訂正のフラグ**」を「true」にします。
※両方が同時に「true」になることはありません。

（注意点 6）有価証券届出書の訂正時に、訂正前の有価証券届出書における最近事業年度の財務諸表を、次の事業年度の財務諸表に差し替える

場合は、ファイル名の「**報告書対象期間期末日**」を差し替え後の直近の事業年度末日に変更します。また、DEI の当会計期間、比較対象会計期間及び次の四半期又は中間期の会計期間は、必要な場合、財務諸表と整合するように修正します。

（注意点 7）みなし有価証券届出書及びその関連書類の訂正に関する追加の注意事項については、『**提出者別タクソノミ作成ガイドライン**』の「**7-11 みなし有価証券届出書**」を参照してください。

なお、ファイルの命名規約は、『**提出者別タクソノミ作成ガイドライン**』及び『**報告書インスタンス作成ガイドライン**』を参照してください。

XBRL の訂正内容に応じて変更が必要になる場合を除き、提出者別タクソノミの作成において初回提出の場合又は訂正再提出の場合で、作成方法が変わることはありません。

2-1-6 XBRL 作成ツールの対象様式

EDINET では、大量保有報告書、臨時報告書、他社株公開買付届出書等、一部の様式について、XBRL データ作成のために、オンラインの XBRL 作成機能、オフラインの Excel 用の作成ツール及びオフラインのブラウザツール（これら三つの総称を以下「**XBRL 作成ツール**」という。）を提供します。XBRL 作成ツールを用いる場合は、インライン XBRL の作成に関する詳細な理解がなくても XBRL データを自動的に作成できます。XBRL 作成ツールの対象様式は、次の図表のとおりです。

図表 2-1-11 XBRL 作成ツールの対象様式

書類及び様式			ツールの種類 ※
臨時報告書	開示府令	第五号の三様式	A
自己株券買付状況報告書	開示府令	第十七号様式	A
自己株券買付状況報告書	特定有価証券開示府令	第二十五号の三様式	A
臨時報告書	特定有価証券開示府令	様式なし	A
公開買付届出書	他社株買付府令	第二号様式	A
公開買付撤回届出書		第五号様式	A
公開買付報告書		第六号様式	A
対質問回答報告書		第八号様式	A
大量保有報告書	大量保有府令	第一号様式 第一号及び第二号様式 第三号様式	B 及び C
内部統制報告書	内部統制府令	第一号様式	A

※「ツールの種類」にある英文字の意味は次のとおり。
A：オフラインのブラウザツール
B：オフラインの Excel 用の作成ツール
C：オンラインの XBRL 作成機能

2-2　XBRL ファイルの構成

XBRL ファイルの構成について説明します。

2-2-1　提出書類を構成する拡張リンクロールの種類

提出書類を構成する拡張リンクロールの種類について説明します。

開示書類等提出者は、開示書類等提出者用の拡張リンクロールを使用する必要があります（DEI 及び科目一覧ツリーを除く。）。

参照先ガイドライン　『提出者別タクソノミ作成ガイドライン』

2-2-1-1　様式ツリーと目次項目

様式ツリーは、有価証券報告書等の提出書類の全体構造を表現した目次項目の一覧であり、また、当該目次項目に対応する包括タグも定義しています。定義されている目次項目の多くは、府令様式及び財務諸表等規則等様式の隅付き括弧（【 】）で記載される項目に対応しています。ただし、EDINET タクソノミにおいて独自の定義をしている箇所もあります。

提出者別タクソノミを作成する場合は、様式ツリーを確認し目次項目の過不足がないかどうかを確認します。

注 意　独立監査人の報告書

独立監査人の報告書についても、書類全体を XBRL で作成する様式では XBRL 形式で作成し、提出します。

EDINET タクソノミの様式ツリーに「独立監査人の報告書」の目次項目が、また、詳細ツリーに詳細タグが用意されています。開示書類等提出者は、EDINET タクソノミを基に、提出者別タクソノミを独立監査人の報告書ごとにそれぞれ作成する必要があります（「独立監査人の報告書」の詳細タグ付けの対象書類については、「2-5-2　開示府令」を参照）。

図表 2-2-1 独立監査人の報告書の作成（イメージ）

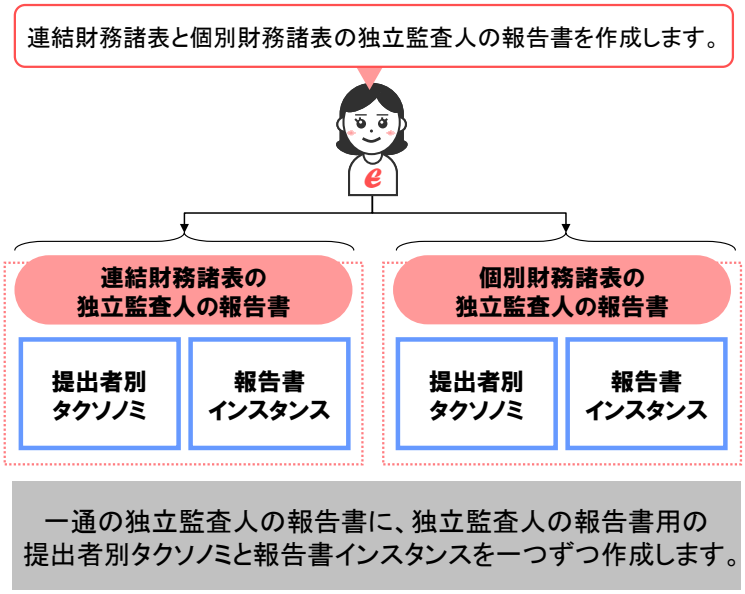

2-2-1-2 詳細ツリー

詳細ツリーは、提出書類全体の目次項目の中で、詳細タグ付けする対象のツリー構造を表したものです。

様式ツリーのうち、詳細タグ付け対象の目次項目については、その目次項目ごとにそれぞれ拡張リンクロールを定義し、詳細ツリーを定義します。詳細ツリーのルート要素は、対応する様式ツリーの目次項目を使用します。これにより様式ツリーと各詳細ツリーとの関連付けができます。

2-2-1-3 科目一覧ツリー

科目一覧ツリーは、財務諸表の詳細タグ付けに用いる可能性のある勘定科目要素全体を階層構造で表したものです（国際会計基準タクソノミでは、勘定科目要素以外の注記事項要素も含みます。）。日本基準の財務諸表本表に科目を追加する場合は、科目一覧ツリーに、追加科目がどの科目と親子関係にあるかを定義する必要があります。

2-2-2 マニフェストファイル

「**マニフェストファイル**」は、提出書類のファイル構成を明示するために使用します。マニフェストファイルでは、次のような内容を定義し、開示書類等利用者の利便性を高めます。

- 複数のインライン XBRL ファイルとインスタンスファイルとの関係付け
- 様式ツリーが定義されている拡張リンクロール
- 複数のインスタンスファイルから報告書インスタンスが構成される場合の目次項目の差し込み定義

マニフェストファイル作成の詳細は『**報告書インスタンス作成ガイドライン**』を参照してください。

参照先ガイドライン **『報告書インスタンス作成ガイドライン』**

2-2-3　DEI

DEI は、「Document and Entity Information」の略で、提出書類の基本情報（Document Information）と開示書類等提出者の基本情報（Entity Information）とを含みます。

開示書類等利用者は、この DEI を確認することで、提出書類の基本情報を確認し、インスタンス情報に容易にアクセスできます。

図表 2-2-2 DEI の構成イメージ

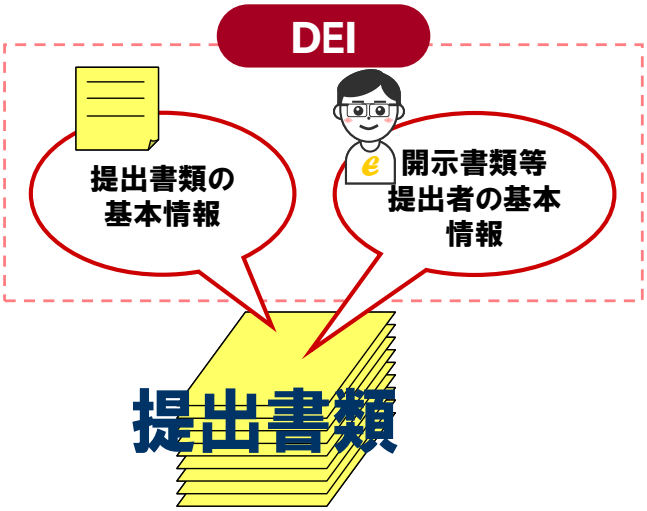

DEI は EDINET タクソノミで「**DEI タクソノミ**」として用意されています。

参照先ガイドライン　『報告書インスタンス作成ガイドライン』

2-3 タクソノミ分割の単位

EDINET タクソノミは、幾つかの様式のグループごとに分割されています。タクソノミの更新は、タクソノミの分割単位ごとに行われ、更新日は、フォルダの日付及びファイル名の日付で確認できます。

2-3-1 開示府令のタクソノミ分割単位

企業内容等の開示に関する内閣府令のタクソノミ分割単位は、次の図表のとおりです。開示府令のうち、臨時報告書及び自己株券買付状況報告書を除いて一つのタクソノミとします。

図表 2-3-1 分割単位（開示府令）

No	タクソノミ分割単位	書類種別	様式番号	備考
1	jpcrp	有価証券届出書	第二号様式	（通常方式）
2		有価証券届出書	第二号の二様式	（組込方式）
3		有価証券届出書	第二号の三様式	（参照方式）
4		有価証券届出書	第二号の四様式	（新規公開時）
5		有価証券届出書	第二号の五様式	（少額募集等）
6		有価証券届出書	第二号の六様式	（組織再編成）
7		有価証券届出書	第二号の七様式	（組織再編成・上場）
8		有価証券報告書	第三号様式	（通常方式）
9		有価証券報告書	第三号の二様式	（少額募集等）
10		有価証券報告書	第四号様式	（法 24 条 3 項に基づくもの）
11		四半期報告書	第四号の三様式	
12		半期報告書	第五号様式	（通常方式）
13		半期報告書	第五号の二様式	（少額募集等）
14	jpcrp-esr	臨時報告書	第五号の三様式	
15	jpcrp	有価証券届出書	第七号様式	外国会社（通常方式）
16		有価証券届出書	第七号の四様式	外国会社（組織再編成）
17		有価証券報告書	第八号様式	外国会社
18		有価証券報告書	第九号様式	外国会社
19		四半期報告書	第九号の三様式	外国会社
20		半期報告書	第十号様式	外国会社
21		発行登録書	第十一号様式	（株券、社債券等）
22		発行登録書	第十一号の二様式	（ＣＰ）
23		発行登録書	第十一号の二の二様式	（短期社債）
24		発行登録追補書類	第十二号様式	（株券、社債券等）
25		発行登録追補書類	第十二号の二様式	（ＣＰ）
26	jpcrp-sbr	自己株券買付状況報告書	第十七号様式	（法 24 条の６第１項に基づくもの）

2-3-2 特定有価証券開示府令のタクソノミ分割単位

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令のタクソノミ分割単位は、次の図表のとおりです。特定有価証券開示府令のうち、自己株券買付状況報告書及び臨時報告書を除いて一つのタクソノミとします。

図表 2-3-2 分割単位（特定有価証券開示府令）

No	タクソノミ分割単位	書類種別	様式番号	備考
1	jpsps	有価証券届出書	第四号様式	（内国投資信託受益証券）
2		有価証券届出書	第四号の三様式	（内国投資証券）
3		有価証券届出書	第四号の三の二様式	（組込方式・内国投資証券）
4		有価証券届出書	第四号の三の三様式	（参照方式・内国投資証券）
5		有価証券届出書	第五号の二様式	（内国資産流動化証券）
6		有価証券届出書	第五号の四様式	（内国資産信託流動化受益証券）
7		有価証券届出書	第六号様式	（内国信託受益証券等）
8		有価証券届出書	第六号の五様式	（内国有価証券投資事業権利等）
9		有価証券報告書【みなし有価証券届出書】	第六号の七及び第七号様式	（内国投資信託受益証券）
10		有価証券報告書【みなし有価証券届出書】	第六号の九及び第九号様式	（内国信託受益証券等）
11		有価証券報告書	第七号様式	（内国投資信託受益証券）
12		有価証券報告書	第七号の三様式	（内国投資証券）
13		有価証券報告書	第八号の二様式	（内国資産流動化証券）
14		有価証券報告書	第八号の四様式	（内国資産信託流動化受益証券）
15		有価証券報告書	第九号様式	（内国信託受益証券等）
16		有価証券報告書	第九号の五様式	（内国有価証券投資事業権利等）
17		半期報告書	第十号様式	（内国投資信託受益証券）
18		半期報告書	第十号の三様式	（内国投資証券）
19		半期報告書	第十一号の二様式	（内国資産流動化証券）
20		半期報告書	第十一号の四様式	（内国資産信託流動化受益証券）
21		半期報告書	第十二号様式	（内国信託受益証券等）

No	タクソノミ分割単位	書類種別	様式番号	備考
22		半期報告書	第十二号の五様式	（内国有価証券投資事業権利等）
23		発行登録書	第十五号様式	（内国投資証券）
24		発行登録書	第十五号の三様式	（内国短期投資法人債）
25		発行登録追補書類	第二十一号様式	（内国投資証券）
26	jpsps-sbr	自己株券買付状況報告書	第二十五号の三様式	（法 24 条の６第１項に基づくもの）
27	jpsps-esr	臨時報告書	様式なし	（内国特定有価証券）

2-3-3 他社株買付府令のタクソノミ分割単位

発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令のタクソノミ分割単位は、次の図表のとおりです。様式ごとに分割されています。

図表 2-3-3 分割単位（他社株買付府令）

No	タクソノミ分割単位	書類種別	様式番号	備考
1	jptoo-ton	公開買付届出書	第二号様式	
2	jptoo-pst	意見表明報告書	第四号様式	
3	jptoo-wto	公開買付撤回届出書	第五号様式	
4	jptoo-tor	公開買付報告書	第六号様式	
5	jptoo-toa	対質問回答報告書	第八号様式	

2-3-4 自社株買付府令のタクソノミ分割単位

発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令のタクソノミ分割単位は、次の図表のとおりです。

図表 2-3-4 分割単位（自社株買付府令）

No	タクソノミ分割単位	書類種別	様式番号	備考
1	jptoi	公開買付届出書	第二号様式	
2		公開買付撤回届出書	第三号様式	
3		公開買付報告書	第四号様式	

2-3-5 大量保有府令のタクソノミ分割単位

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令のタクソノミ分割単位は、次の図表のとおりです。

図表 2-3-5 分割単位(大量保有府令)

No	タクソノミ分割単位	書類種別	様式番号	備考
1	jplvh	大量保有報告書	第一号様式	変更報告書を含む
2		大量保有報告書	第一号及び第二号様式	
3		大量保有報告書	第三号様式	

2-3-6 内部統制府令のタクソノミ分割単位

財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令のタクソノミ分割単位は、次の図表のとおりです。

図表 2-3-6 分割単位(内部統制府令)

No	タクソノミ分割単位	書類種別	様式番号	備考
1	jpctl	内部統制報告書	第一号様式	

2-3-7 財務諸表本表及び DEI のタクソノミ分割単位

財務諸表本表（国際会計基準では注記事項を含む。）及び DEI のタクソノミ分割単位は、次の図表のとおりです。

図表 2-3-7 分割単位(その他)

No	タクソノミ分割単位	種別	備考
1	jppfs	財務諸表本表	日本基準財務諸表の本表に係るタクソノミ要素を含みます。なお、財務諸表本表タクソノミの要素は、注記事項中の主要勘定の内訳開示でも用いることができます。
2	jpigp	国際会計基準	IFRS 財務諸表に係るタクソノミ要素を含みます。なお、本タクソノミの要素は、IFRS の財務諸表本表及び注記事項中の主要勘定の内訳開示で用いることができます。
3	jpdei	DEI	大量保有報告書の追加 DEI は「2-3-5 大量保有府令のタクソノミ分割単位」に、みなし有価証券届出書の追加 DEI は「2-3-2 特定有価証券開示府令のタクソノミ分割単位」に定義しています。

2-4 要素選択及び表示とラベルとの関係

インライン XBRL では、ブラウザ上に表示される科目又は表題（「**2-4 要素選択及び表示とラベルの関係**」において、「**表示**」という。）とタクソノミ要素のラベル（標準ラベル、ただし、優先ラベル設定がある場合は優先ラベル。「**2-4 要素選択及び表示とラベルの関係**」において、「**ラベル**」という。）とが機械的に一致するものではありません。

タグ付けに用いる EDINET タクソノミの要素は、タグ付け対象とタクソノミ要素との名称の一致及び概念的な一致に基づき選択します。

名称の一致に関するルールは、対象の種類によって異なります。「**図表 2-4-1 要素選択及び表示とラベルの一致について（IFRS 財務諸表以外）**」及び「**図表 2-4-2 要素選択及び表示との一致について（IFRS 財務諸表）**」を参照してください。

図表に記載のとおり、表示とラベルを一致させるに当たっては、場合によって用途別ラベル又は提出者用代替ラベルを追加することができます。しかし、日本語ラベルの上書きは禁止します。

概念的な一致は、主として冗長ラベルに基づき判断します。例えば、IFRS の流動性配列（流動・非流動の区分がない。）の財政状態計算書における「**その他の金融資産**」のタグ付けには、冗長ラベルが「**その他の金融資産、流動資産（IFRS）**」又は「**その他の金融資産、非流動資産（IFRS）**」である要素は選択することができず、冗長ラベルが「**その他の金融資産、資産（IFRS）**」である要素を選択します。要素概念については、『**報告項目及び勘定科目の取扱いに関するガイドライン**』の「**2-1 要素概念の定義について**」を参照してください。

なお、要素選択及び表示とラベルとの一致に関する判断は、日本語ラベルに基づき行われ、英語ラベルは参考情報の位置付けです。英語ラベルは、冗長ラベルを除いて上書きできます。

図表 2-4-1 要素選択及び表示とラベルの一致について（IFRS 財務諸表以外）

No	対象	要素選択について	表示とラベルとの一致について
1	財務諸表本表中の勘定科目（タイトル項目及び純資産の内訳項目メンバーを含む。）	表示とラベルが完全一致するもののみ選択可とします（留意事項として本図表の注を参照）。 ただし、次の限定的な例外の場合及び用途別ラベル（財務諸表区分別ラベル、業種別ラベル及びセグメントラベルを含む。）が不足する場合は、意味が一致すれば選択可とします。	表示とラベルとは、次の限定的な例外を除き一致するようにします。必要な場合、優先ラベルを設定（必要な場合、用途別ラベルの設定を含む。）します。
		例外 ・同一の表示リンク上で期別に表示が異なる場合。	
2	財務諸表本表以外の金額及び数値	表示とラベルが完全一致するもののみ選択可とします。ただし、用途別ラベルが不足する場合及び次の例外においては、表示科目とラベルが完全一致しない場合でも意味が一致すれば選択可とします。	表示とラベルとは、一致するようにします。ただし、次の限定的な例外においては、不一致を認めます（可能な場合、優先ラベルを設定（必要な場合、用途別ラベル又は提出者用代替ラベルの設定を含む。本図表において、以下同じ。）して一致させることも可とします。）。

No	対象	要素選択について	表示とラベルとの一致について
		例外 ・経営指標等中の表示名称。 ・セグメント情報におけるセグメント利益、セグメント資産等の表示科目とラベルとの不一致。 ・同一の表示リンク上で期別に表示が異なる場合。 ・貸借対照表関係注記及び損益計算書関係注記において、財務諸表本表と同一の要素を用いた結果、表示科目とラベルが不一致となる場合。 ・EDINET タクソノミの用途区分に当てはまらない用途の表示名称（例えば、「第〇四半期・・・」） ・その他、本書中で不一致を許容する場合。 ・その他、表示とラベルとの完全一致が困難な場合。	
3	ディメンションのメンバー要素（純資産の内訳項目メンバーを除く。）	表示とラベルとが一致しない場合でも意味が一致すれば選択可とします。	表示とラベルとは、原則として一致するようにします。ただし、「2-5 詳細タグ付けの範囲及び方針」に別途の記載がある場合及び表示とラベルとの一致が困難な場合は、表示とラベルとは必ずしも一致させる必要はありません（可能な場合、優先ラベルを設定して一致させることも可とします。）。
4	その他のタグ付け及び財務諸表本表以外の抽象要素	表題とラベルが一致しない場合でも記載内容と要素概念が一致すれば選択可とします。	表題とラベルとは必ずしも一致させる必要はありません（可能な場合、優先ラベルを設定して一致させることも可とします。）。

注） 表示とラベルとの一致に関しては、次の留意事項に注意してください。
- （株）、（円）等の単位表記の有無の違いのみで不一致とはみなしません。
- 名称の一部でない部分はラベルに含めません（例：脚注記号及び番号が続く場合の脚注記号及び番号。）。
- 半角・全角の別、改行の有無、記号の有無等形式的な違いのみで不一致とはみなしません。

図表 2-4-2 要素選択及び表示との一致について（IFRS 財務諸表）

No	対象	要素選択について	表示とラベルの一致について
1	財務諸表本表中の勘定科目（タイトル項目及び純資産の内訳項目メンバーを含む。）及び注記事項中の金額及び数値項目（ディメンションのメンバー要素を含む。）	表示とラベルが完全一致する場合（留意事項として本図表の注 1 を参照）に加え、軽微な表現上の違いがある場合（判断基準は、本図表の注 2 を参照）も選択可とします。ただし、用途別ラベルが不足する場合は、意味が一致すれば選択可とします。	表示とラベルとは、次の限定的な例外を除き一致するようにします。必要な場合、優先ラベルを設定（必要な場合、用途別ラベル又は提出者用代替ラベルの設定を含む。本図表において、以下同じ。）します。
		例外 ・同一の表示リンク上で期別に表示が異なる場合。 ・合計行のタイトルが空白の場合（この場合当該行の意味に基づき判断します。）	
2	その他	表題とラベルが完全一致しない場合でも記載内容と要素概念が一致すれば選択可。	表題とラベルとは、必ずしも一致させる必要はありません（可能な場合、優先ラベルを設定して一致させることも可とします。）。

注 1） 表示とラベルとの一致に関しては、次の留意事項に注意してください。

- （株）、（円）等の単位表記の有無の違いのみで不一致とはみなしません。
- 名称の一部でない部分はラベルに含めません（例：脚注記号及び番号が続く場合の脚注記号及び番号。）。
- 半角・全角の別、改行の有無、記号の有無等形式的な違いのみで不一致とはみなしません。

注 2） 次のような軽微な表現上の違いがある場合も、意味的な一致を前提に選択可能とします。

- 「及び」、「、」、「・」の相違又は有無
- 漢字、ひらがな、カタカナの相違（例：「たな卸資産」と「棚卸資産」は同一）
- 正値・負値の説明文言の相違又は有無（例：「（△は益）」の有無又は表現の相違）
- 流動・非流動区分における区分名称の有無（例：非流動区分における「その他の金融資産」と「その他の非流動金融資産」は同一）
- 内訳の最後の行に記載される「その他」と「その他の〇〇」の相違（例：棚卸資産の内訳に最後の行に記載される「その他」と「その他の棚卸資産」は同一）
- その他上記に類する表現上の違い

解釈すれば意味的に同一とみなせる場合又は英訳すれば同一になるという場合であっても、表示とラベルの相違が軽微な表現上の違いといえない場合は、EDINET タクソノミの要素を選択できません。

例）

- 「財務費用」≠「金融費用」
- 「のれん以外の無形資産」≠「その他の無形資産」
- 「無形資産」科目のタグ付けには、のれんを含まない場合でも、「その他の無形資産」要素は選択できません（「無形資産」要素を選択します。）。
- 「支払配当金」科目は、「非支配持分への支払配当金」科目と併記される場合でも、「親会社の所有者への配当金の支払額」要素は選択できません（「支払配当金」要素を選択します。）。

注 3） 上の図表のルールは、冗長ラベル中に含まれる親科目の名称には、適用されません。なお、IFRS の損益計算書科目の冗長ラベル中の機能区分を表す親科目については、「2-5-4 IFRS 財務諸表」の「勘定科目要素の選択」を参照してください。

2-5　詳細タグ付けの範囲及び方針

詳細タグ付けの範囲及び詳細タグ付け方針は、次の「**2-5-1　財務諸表本表**」から「**2-5-8-5　ファンドの委託会社の中間財務諸表本表**」までのとおりです。

タクソノミの分割単位は、『**EDINET タクソノミの設定規約書　別紙1　タクソノミ分割単位**』を参照してください。

2-5-1　財務諸表本表

次の様式の網掛けされている項目は、日本基準及び IFRS の財務諸表本表の詳細タグ付けの範囲です。国際会計基準による財務諸表、要約中間財務諸表及び要約四半期財務諸表の本表も詳細タグ付けの対象です。該当ある場合、IFRS への移行日の残高も詳細タグ付け対象です。

修正国際基準又は米国基準に基づく財務諸表は、詳細タグ付けしません。

企業内容等の開示に関する内閣府令

第二号様式
有価証券届出書（通常方式）

第二部 【企業情報】
第 5 【経理の状況】
1 【連結財務諸表等】
(1) 【連結財務諸表】
① 【連結貸借対照表】
② 【連結損益計算書】
③ 【連結株主資本等変動計算書】
④ 【連結ｷｬｯｼｭ･ﾌﾛｰ計算書】
⑤ 【連結附属明細表】
(2) 【その他】
2 【財務諸表等】
(1) 【財務諸表】
① 【貸借対照表】
② 【損益計算書】
③ 【株主資本等変動計算書】
④ 【ｷｬｯｼｭ･ﾌﾛｰ計算書】
⑤ 【附属明細表】
(2) 【主な資産及び負債の内容】
(3) 【その他】

第二号の四様式
有価証券届出書（新規公開時）

第二部 【企業情報】
第 5 【経理の状況】
1 【連結財務諸表等】
(1) 【連結財務諸表】
① 【連結貸借対照表】
② 【連結損益計算書】
③ 【連結株主資本等変動計算書】
④ 【連結ｷｬｯｼｭ･ﾌﾛｰ計算書】
⑤ 【連結附属明細表】
(2) 【その他】
2 【財務諸表等】
(1) 【財務諸表】
① 【貸借対照表】
② 【損益計算書】
③ 【株主資本等変動計算書】
④ 【ｷｬｯｼｭ･ﾌﾛｰ計算書】
⑤ 【附属明細表】
(2) 【主な資産及び負債の内容】
(3) 【その他】

第二号の五様式
有価証券届出書（少額募集等）

第三部 【企業情報】
第 4 【経理の状況】
1 【財務諸表】
(1) 【貸借対照表】
(2) 【損益計算書】
(3) 【株主資本等変動計算書】
(4) 【ｷｬｯｼｭ･ﾌﾛｰ計算書】
(5) 【附属明細表】
2 【主な資産及び負債の内容】
3 【その他】

第二号の七様式
有価証券届出書（組織再編成・上場）

第三部 【企業情報】
第 5 【経理の状況】
1 【連結財務諸表等】
(1) 【連結財務諸表】
① 【連結貸借対照表】
② 【連結損益計算書】
③ 【連結株主資本等変動計算書】
④ 【連結ｷｬｯｼｭ･ﾌﾛｰ計算書】
⑤ 【連結附属明細表】
(2) 【その他】
2 【財務諸表等】
(1) 【財務諸表】
① 【貸借対照表】
② 【損益計算書】
③ 【株主資本等変動計算書】
④ 【ｷｬｯｼｭ･ﾌﾛｰ計算書】
⑤ 【附属明細表】
(2) 【主な資産及び負債の内容】
(3) 【その他】

第二号の六様式
有価証券届出書（組織再編成）

第三部 【企業情報】
第 5 【経理の状況】
1 【連結財務諸表等】
(1) 【連結財務諸表】
① 【連結貸借対照表】
② 【連結損益計算書】
③ 【連結株主資本等変動計算書】
④ 【連結ｷｬｯｼｭ･ﾌﾛｰ計算書】
⑤ 【連結附属明細表】
(2) 【その他】
2 【財務諸表等】
(1) 【財務諸表】
① 【貸借対照表】
② 【損益計算書】
③ 【株主資本等変動計算書】
④ 【ｷｬｯｼｭ･ﾌﾛｰ計算書】
⑤ 【附属明細表】
(2) 【主な資産及び負債の内容】
(3) 【その他】

第三号様式
有価証券報告書

第一部 【企業情報】
第 5 【経理の状況】
1 【連結財務諸表等】
(1) 【連結財務諸表】
① 【連結貸借対照表】
② 【連結損益計算書】
③ 【連結株主資本等変動計算書】
④ 【連結ｷｬｯｼｭ･ﾌﾛｰ計算書】
⑤ 【連結附属明細表】
(2) 【その他】
2 【財務諸表等】
(1) 【財務諸表】
① 【貸借対照表】
② 【損益計算書】
③ 【株主資本等変動計算書】
④ 【ｷｬｯｼｭ･ﾌﾛｰ計算書】
⑤ 【附属明細表】
(2) 【主な資産及び負債の内容】
(3) 【その他】

第三号の二様式
有価証券報告書（少額募集等）

第一部 【企業情報】
第 4 【経理の状況】
1 【財務諸表】
(1) 【貸借対照表】
(2) 【損益計算書】
(3) 【株主資本等変動計算書】
(4) 【ｷｬｯｼｭ･ﾌﾛｰ計算書】
(5) 【附属明細表】
2 【主な資産及び負債の内容】
3 【その他】

第四号様式
有価証券報告書（法24 条3 項に基づくもの）

第一部 【企業情報】
第 5 【経理の状況】
1 【連結財務諸表等】
(1) 【連結財務諸表】
① 【連結貸借対照表】
② 【連結損益計算書】
③ 【連結株主資本等変動計算書】
④ 【連結ｷｬｯｼｭ･ﾌﾛｰ計算書】
⑤ 【連結附属明細表】
(2) 【その他】
2 【財務諸表等】
(1) 【財務諸表】
① 【貸借対照表】
② 【損益計算書】
③ 【株主資本等変動計算書】
④ 【ｷｬｯｼｭ･ﾌﾛｰ計算書】
⑤ 【附属明細表】
(2) 【主な資産及び負債の内容】
(3) 【その他】

第四号の三様式
四半期報告書

第一部 【企業情報】
第 5 【経理の状況】
1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】
(2) 【四半期連結損益計算書】
(3) 【四半期連結ｷｬｯｼｭ･ﾌﾛｰ計算書】
2 【その他】

第五号様式
半期報告書

第一部 【企業情報】
第 5 【経理の状況】
1 【中間連結財務諸表等】
(1) 【中間連結財務諸表】
① 【中間連結貸借対照表】
② 【中間連結損益計算書】
③ 【中間連結株主資本等変動計算書】
④ 【中間連結ｷｬｯｼｭ･ﾌﾛｰ計算書】
(2) 【その他】
2 【中間財務諸表等】
(1) 【中間財務諸表】
① 【中間貸借対照表】
② 【中間損益計算書】
③ 【中間株主資本等変動計算書】
④ 【中間ｷｬｯｼｭ･ﾌﾛｰ計算書】
(2) 【その他】

第五号の二様式
半期報告書（少額募集等）

第一部 【企業情報】
第 4 【経理の状況】
1 【中間財務諸表】
(1) 【中間貸借対照表】
(2) 【中間損益計算書】
(3) 【中間株主資本等変動計算書】
(4) 【中間ｷｬｯｼｭ･ﾌﾛｰ計算書】
2 【その他】

第七号様式
有価証券届出書（通常方式）

第二部 【企業情報】
第 6 【経理の状況】
1 【財務書類】
2 【主な資産･負債及び収支の内容】
3 【その他】

第七号の四様式
有価証券届出書（組織再編成）

第三部 【発行者情報】
第 6 【経理の状況】

1 【財務書類】

2 【主な資産・負債及び収支の内容】
3 【その他】

第九号様式
有価証券報告書（法24 条3 項に基づくもの）

第一部 【企業情報】
第 6 【経理の状況】

1 【財務書類】

2 【主な資産・負債及び収支の内容】
3 【その他】
4 【最近の財務書類】

第八号様式
有価証券報告書

第一部 【企業情報】
第 6 【経理の状況】

1 【財務書類】

2 【主な資産・負債及び収支の内容】
3 【その他】

第九号の三様式
四半期報告書

第一部 【企業情報】
第 6 【経理の状況】

1 【四半期財務書類】

2 【その他】

第十号様式
半期報告書

第一部 【企業情報】
第 6 【経理の状況】

1 【中間財務書類】

2 【その他】

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令

（注）外国特定有価証券は、XBRL の対象外。

第四号様式
有価証券届出書（内国投資信託受益証券）

第三部 【ﾌｧﾝﾄﾞの詳細情報】
第 4 【ﾌｧﾝﾄﾞの経理状況】
1 【財務諸表】
(1) 【貸借対照表】
(2) 【損益及び剰余金計算書】
(3) 【注記表】
(4) 【附属明細表】

第四号の三様式
有価証券届出書（内国投資証券）

第三部 投資法人の詳細情報
第 5 【投資法人の経理状況】
1 【財務諸表】
(1) 【貸借対照表】
(2) 【損益計算書】
(3) 【投資主資本等変動計算書】
(4) 【金銭の分配に係る計算書】
(5) 【ｷｬｯｼｭ･ﾌﾛｰ計算書】
(6) 【注記表】
(7) 【附属明細表】

第五号の二様式
有価証券届出書（内国資産流動化証券）

第三部 【発行者及び関係法人情報】
第 1 【発行者の状況】
4 【経理の状況】

第五号の四様式
有価証券届出書（内国資産信託流動化受益証券）

第二部 【特定信託財産情報】
第 2 【特定信託財産の経理状況】
1 【貸借対照表】
2 【損益計算書】
3 【附属明細表】

第六号様式
有価証券届出書（内国信託受益証券、内国信託社債券及び内国信託受益権）

第二部 【信託財産情報】
第 2 【信託財産の経理状況】
1 【貸借対照表】
2 【損益計算書】

第六号の五様式
有価証券届出書（内国有価証券投資事業権利等）

第二部 【発行者情報】
第 3 【組合等の経理状況】
1 【財務諸表】
(1) 【貸借対照表】
(2) 【損益計算書】

第七号様式
有価証券報告書（内国投資信託受益証券）

第一部 【ﾌｧﾝﾄﾞ情報】
第 3 【ﾌｧﾝﾄﾞの経理状況】
1 【財務諸表】
(1) 【貸借対照表】
(2) 【損益及び剰余金計算書】
(3) 【注記表】
(4) 【附属明細表】

第七号の三様式
有価証券報告書（内国投資証券）

第二部 【投資法人の詳細情報】
第 5 【投資法人の経理状況】
1 【財務諸表】
(1) 【貸借対照表】
(2) 【損益計算書】
(3) 【投資主資本等変動計算書】
(4) 【金銭の分配に係る計算書】
(5) 【ｷｬｯｼｭ･ﾌﾛｰ計算書】
(6) 【注記表】
(7) 【附属明細表】

第八号の二様式
有価証券報告書（内国資産流動化証券）

第 4 【発行者及び関係法人情報】
1 【発行者の状況】
(1) 【発行者の概況】
(2) 【事業の概況】
(3) 【営業の状況】
(4) 【設備の状況】
(5) 【経理の状況】
(6) 【企業集団等の状況】
(7) 【その他】

第八号の四様式
有価証券報告書（内国資産信託流動化受益証券）

第 1 【特定信託財産の状況】
6 【特定信託財産の経理状況】
(1) 【貸借対照表】
(2) 【損益計算書】
(3) 【附属明細表】

第九号様式
有価証券報告書（内国信託受益証券、内国信託社債券及び内国信託受益権）

第 1 【信託財産の状況】
6 【信託財産の経理状況】
(1) 【貸借対照表】
(2) 【損益計算書】

第九号の五様式
有価証券報告書（内国有価証券投資事業権利等）

第 3 【組合等の経理状況】
1 【財務諸表】
(1) 【貸借対照表】
(2) 【損益計算書】

第十号様式
半期報告書（内国投資信託受益証券）

2 【ﾌｧﾝﾄﾞの経理状況】
(1) 【中間貸借対照表】
(2) 【中間損益及び剰余金計算書】
(3) 【中間注記表】

第十号の三様式
半期報告書（内国投資証券）

4 【投資法人の経理状況】
(1) 【中間貸借対照表】
(2) 【中間損益計算書】
(3) 【中間投資主資本等変動計算書】
(4) 【中間ｷｬｯｼｭ･ﾌﾛｰ計算書】
(5) 【中間注記表】

第十一号の二様式
半期報告書（内国資産流動化証券）

3 【発行者及び関係法人情報】
(1) 【発行者の状況】
① 【発行者の概況】
② 【事業及び営業の状況】
③ 【設備の状況】
④ 【経理の状況】
⑤ 【その他】

第十二号様式
半期報告書（内国信託受益証券、内国信託社債券及び内国信託受益権）

3 【信託財産の経理状況】
(1) 【中間貸借対照表】
(2) 【中間損益計算書】

第十一号の四様式
半期報告書（内国資産信託流動化受益証券）

2 【特定信託財産の経理状況】
(1) 【中間貸借対照表】
(2) 【中間損益計算書】

第十二号の五様式
半期報告書（内国有価証券投資事業権利等）

4 【組合等の経理状況】
(1) 【中間貸借対照表】
(2) 【中間損益計算書】

2-5-2 開示府令

開示府令の詳細タグ付けの範囲及びタグ付け方針は、次のとおりです。コーポレート・ガバナンス関連情報の詳細タグ付け項目（「**2-5-2 開示府令**」中、（※）を付した項目）については、次の提出書類が対象です（それ以外の提出書類については任意でタグ付けが可能。）。

- 有価証券届出書（開示府令第二号の四様式及び第二号の七様式に限る。）
- 有価証券報告書（開示府令第三号様式又は第四号様式で上場会社が提出する場合に限る。）
- 四半期報告書（開示府令第四号の三様式で上場会社が提出する場合に限る。）

ただし、上記の上場会社とは、金融商品取引法第 24 条第 1 項第 1 号の有価証券（ただし、同法第 5 条第 1 項に規定する特定有価証券を除く。）を発行する会社をいいます（海外の取引所のみに上場する会社及び TOKYO PRO Market に上場する会社は含みません。）。

主要な経営指標等の推移

指標として記載される金額及び数値を個々に詳細タグ付けします。また、それらの金額又は数値のうち、EDINET タクソノミで要素が不足するものは、開示書類等提出者が要素を追加する必要があります（種類株式の発行済株式総数については、「**図表 2-5-3 株式種類への対応方法**」を参照してください。）。

有価証券届出書、有価証券報告書、四半期報告書及び半期報告書にある「**主要な経営指標等の推移**」の拡張リンクロールは、年度、半期及び四半期がまとめて一つの拡張リンクロールで定義されています。例えば、四半期報告書を作成する場合は、当該拡張リンクロールの不要箇所（通期及び半期固有の項目）を除き定義する必要があります。また、連結経営指標等又は提出会社の経営指標等は、書類に表示されない場合でも、次の図表のように、様式ツリーの目次項目として定義してください。

図表 2-5-1 四半期報告書の様式ツリー（イメージ）

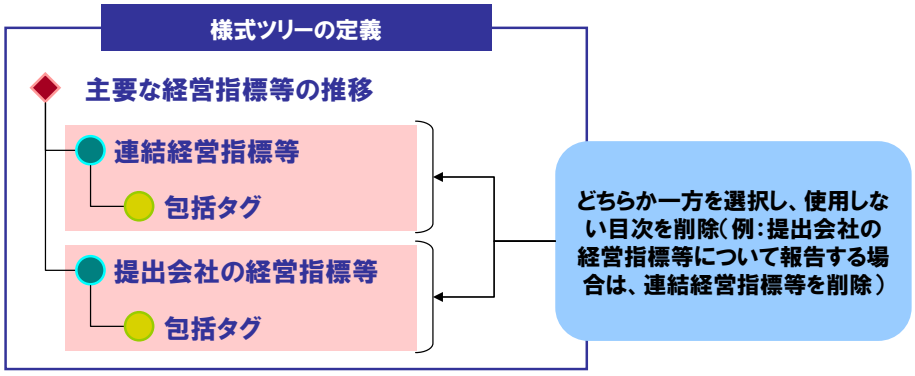

詳細タグ付けしないケース

- 脚注は、様式ツリーの包括タグのみとし、詳細タグ付けはしません。
- 会計期間と勘定科目の実在しない組合せ項目について「-」を表示する場合は、タグ付けしません。例えば「**連結中間包括利益**」は、中間連結会計期間の包括利益を表す勘定科目です。したがって、「**平成 22 年度**」及び「**平成 23 年度**」の項目は中間連結会計期間ではないため実在しない組合せになります。このような場合には、タグ付けをしません。

図表 2-5-2 主要な経営指標等の推移

指標として記載される金額及び数値を個々に詳細タグ付け

		平成22年度 中間連結会計期間	平成23年度 中間連結会計期間	平成24年度 中間連結会計期間	平成22年度	平成23年度
		(自　平成22年	(自　平成23年 4月1日 至　平成23年 9月30日)	(自　平成24年 4月1日 至　平成24年 9月30日)	(自　平成22年 4月1日 至　平成23年 3月31日)	(自　平成23年 4月1日 至　平成24年 3月31日)
連結経常収益	百万円	310, 790	323, 109	330, 525	652, 659	678, 528
連結経常利益	百万円	8, 761	10, 646	15, 263	18, 398	22, 356
連結中間純利益	百万円	6, 035	7, 558	8, 056		
連結当期純利益	百万円			—	12,	15, 871
連結中間包括利益	百万円	7, 962	9, 409	6, 780	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	14, 826	16, 237
連結純資産額	百万円	218, 264	222, 081	229, 563	220, 530	225, 225
連結総資産額	百万円	421, 603	472, 765	509, 039	453, 538	496, 837

（注）1．当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2．……。

タグ付けしない

タグ付けしない

表の注釈は様式ツリーの包括タグでタグ付け

包括タグ　詳細タグ

従業員の状況（※）

従業員数（該当ある場合平均臨時雇用人員数を含む。）、平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与が詳細タグ付け対象です。

平均年齢及び平均勤続年数は、年数のみ記載の場合は、年要素のみを用い、年数と月数を記載する場合は、年要素と月要素の両方を用います。例えば、平均勤続年数を「22 年　3 ヶ月」と記載した場合、「22」を年要素でタグ付けし、「3」を月要素でタグ付けします。

セグメント別の従業員数については、報告セグメントごとの人数、全社（共通）、報告セグメント合計、セグメント合計及び合計がタグ付け対象です。複数セグメントの合計は、それが、報告セグメント合計又はセグメント合計に該当しない場合は詳細タグ付け対象外です。単一セグメントの場合に報告セグメントと異なる部門区分で開示する人数は詳細タグ付け対象外です。

事業セグメント軸のメンバーがデフォルトメンバー（「**連結合計又は会社合計［メンバー］**」）のみとなる場合でも、提出者別タクソノミの定義リンクに事業セグメントのディメンションをリキャストしてください。

経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

「**会社の支配に関する基本方針**」の記載がある場合は、その記載を再度テキストブロックでタグ付けします。

事業等のリスク

「**重要事象等**」の記載がある場合は、その記載を再度テキストブロックでタグ付けします。

研究開発活動（※）

報告セグメント（その他の報告セグメントを含む。）ごとの研究開発費の額及び全社合計の研究開発費の額を記載されている範囲内で詳細タグ付けします。それ以外（報告セグメントに属さない金額、報告セグメント中の内訳又は主要な一部の開示等）の詳細タグ付けは、任意とします（開示府令第二号の四様式又は第二号の七様式の有価証券届出書において次の連結会計年度又は事業年度の四半期に係る開示をする場合には、当該四半期についても詳細タグ付けします。）。

事業セグメント軸のメンバーがデフォルトメンバー（「**連結合計又は会社合計［メンバー］**」）のみとなる場合でも、提出者別タクソノミの定義リンクに事業セグメントのディメンションをリキャストしてください。

経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

「**重要事象等の分析及び対応**」の記載がある場合、その記載を再度テキストブロックでタグ付けします。

四半期報告書において「**会社の支配に関する基本方針**」の記載がある場合、その記載を再度テキストブロックでタグ付けします。

設備投資等の概要（※）

報告セグメント（その他の報告セグメントを含む。）ごとの設備投資額及び全社合計の設備投資額を記載されている範囲内で詳細タグ付けします。それ以外（報告セグメントに属さない金額、報告セグメント中の内訳又は主要な一部の開示等）の詳細タグ付けは、任意とします（開示府令第二号の四様式又は第二号の七様式の有価証券届出書において次の連結会計年度又は事業年度の四半期に係る開示をする場合には、当該四半期についても詳細タグ付けします。）。

事業セグメント軸のメンバーがデフォルトメンバー（「**連結合計又は会社合計［メンバー］**」）のみとなる場合でも、提出者別タクソノミの定義リンクに事業セグメントのディメンションをリキャストしてください。

発行済株式（【株式の総数等】の子目次）（※）

表中の各記載項目が詳細タグ付け対象です。

種類株式への対応方法については、「**図表 2-5-3 株式種類への対応方法**」を参照してください。

有価証券報告書において記載する事業年度末現在発行数を含め、提出日コンテキストでタグ付けすることに注意してください（『**報告書インスタンス作成ガイドライン**』の「**5-4-2 コンテキスト ID の選択**」を参照）。

所有者別状況（※）

表中の各記載項目が詳細タグ付け対象です。

種類株式への対応方法については、「**図表 2-5-3 株式種類への対応方法**」を参照してください。

単元未満株式は株式数で記載し、それ以外は単元数で記載するため、scale 属性は必ず 0 となることに注意してください。

大株主の状況

大株主の状況及び（該当ある場合は）所有株式に係る議決権上位者の状況は、詳細タグ付けします。脚注は、詳細タグ付けしません。

同じ所有株式数の大株主が複数いる場合は、記載上の順位により第何位とみなします。大株主の状況又は議決権上位者の状況について、16 社（者）以上記載する場合は、メンバーを追加します。

発行済株式（【議決権の状況】の子目次）（※）

表中の各記載項目が詳細タグ付け対象です。開示府令様式の表中に「ー」が記載されている項目は、常に該当がない項目であるため、タグ付け対象外です。

種類株式の記載内容については、必要に応じて区分軸のメンバー要素を追加してください。当該区分軸のメンバー要素は株式種類軸のメンバー要素とは別要素であることに注意してください。

なお、EDINET タクソノミにおける種類株式の扱いは、タグ付け対象の性質及び一緒に記載される他の情報のタグ付けとの親和性を考慮し、タグ付け対象により必ずしも一定ではありません。種類株式への対応方法については、次の図表を参照してください。

図表 2-5-3 株式種類への対応方法

対象	ディメンション	種類株式への対応方法
【主要な経営指標等の推移】中の発行済株式総数	連単軸 ※1	種類株式ごとの発行済株式総数の表示項目要素を追加。
【株式の総数等】中の【発行済株式】	株式種類軸	メンバー要素を追加。※3
【所有者別状況】	株式種類軸	メンバー要素を追加。※3
【議決権の状況】中の【発行済株式】	区分軸 ※2	メンバー要素を追加。
【配当政策】中の配当情報	なし	種類株式ごとの配当金の総額及び1株当たり配当額の表示項目要素を追加。
【役員の状況】中の所有株式数	役員軸 ※1	普通株式以外は、原則として「所有株式数（普通株式以外）」要素でタグ付け。

※1：ただし、株式種類に係るディメンション軸はありません。
※2：区分軸は、議決権の種類、株式の種類等を 1 軸で表したものです（メンバー要素の具体的な内容は、EDINET タクソノミを参照してください。）。
※3：一部の種類株式については、メンバー要素が EDINET タクソノミで用意されています。

自己株式等（※）

表中の各記載項目が詳細タグ付け対象です。

「**所有者の氏名又は名称**」欄のタグ付けにおいては、自己保有株式又は相互保有株式の区分を表す文言は、タグ付けに含めないでください。

配当政策（※）

決議日付、決議、基準日、配当金の総額及び 1 株当たり配当額が詳細タグ付け対象です。表形式で記載されている場合は、表中の開示項目を詳細タグ付けし、表形式でない場合は、文章中の開示項目を詳細タグ付けします（ただし、基準日は表中に記載されている場合のみタグ付け対象とします。）。

種類株式への対応方法については、「**図表 2-5-3 株式種類への対応方法**」を参照してください。

同一の決議による配当内容を連番軸の 1 行としてください（同一の決議で普通株式と種類株式の両方の配当決議がなされた場合、当該両方の配当の内容を同一の連番軸メンバーでタグ付けしてください。）。

期末配当のみ 1 行で記載されている場合は、「**1 行目［メンバー］**」を用いてください。

役員の状況（※）

役員の男女別の人数及び女性の比率並びに役員ごとの役名、役職、氏名、生年月日、略歴、任期及び所有株式数が詳細タグ付け対象です。役員ごとの役名、役職、氏名、略歴及び任期については、表のセル中の記載内容をタグ付けしてください。付記事項がある場合は、タグ付け範囲に含めてください。表のセル中の記載内容が参照情報のみ（例えば、任期欄の「**(注)1**」、略歴欄の「**(1)取締役の状況参照**」））である場合も、表のセル中の記載内容をタグ付けし、参照先のタグ付けはしません。

役員表の脚注は、注記項番ごとに、注記番号を連番軸メンバーとするコンテキスト ID でタグ付けしてください。

株主総会議案に基づく情報を追加で記載している場合は、当該情報も詳細タグ付け対象です。「**230000f 役員の状況(議案)**」～「**230000j 役員の状況(議案)**」の拡張リンクロール中の要素を用いてください。

執行役員に係る記載は、詳細タグ付けの対象外です。

＜役員軸のメンバー＞

役員軸のメンバー（以下「**役員メンバー**」という。）は役員ごとに設定してください。役員メンバーの標準ラベルは、報告書上の記載における主たる氏名に基づき設定してください。冗長ラベルは、原則として標準ラベルに「**[メンバー]**」（英語では「[member]」）のみ追加してください。

役員メンバーのラベル設定においては、姓、名、ミドルネーム等は、それぞれを一連の文字列とし、これらの区切りが明瞭になるようにしてください。

良い例：「**金融　太郎**」

悪い例：「**金融太郎**」、「**金　融　　太　郎**」

用いることのできる文字範囲については、『**提出者別タクソノミ作成ガイドライン**』の「**6-2-3 日本語名称と英語名称について**」及び『**提出書類ファイル仕様書**』の「**4-1 文字コードセット**」を参照してください。

＜役員の所有株式数＞

役員の所有株式数は、原則として普通株式とそれ以外の二種類の表示項目要素を使い分けてタグ付けしてください。普通株式以外の場合、種類株式の名称について表示とラベルとが不一致になりますが、差し支えないものとします（「**図表 2-5-3 株式種類への対応方法**」を参照してください。）。

＜四半期報告書＞

四半期報告書において異動後の役員の男女別の人数及び女性の比率を開示する場合、当該開示は詳細タグ付けの対象です。四半期報告書の役員の状況におけるその他の開示内容は、詳細タグ付けの対象外です。

コーポレート・ガバナンスの状況（※）

企業統治の体制、内部監査及び監査役並びに社外役員に係る記載をテキストブロック要素でタグ付けします。企業統治の組織形態（監査役設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社のいずれであるか）に変更があった場合は、その旨の記載を「**企業統治の組織形態(3分類)を変更した旨 [テキストブロック]**」要素でタグ付けします。その他の定性的情報については、詳細タグ付け対象外とします。

役員区分ごとの報酬等については、役員区分ごとの報酬等の総額、種類別総額及び員数が詳細タグ付け対象です。

役員ごとの連結報酬等については、表、注記等を含む記載内容全体をテキストブロック要素でタグ付けし、役員ごとの報酬等の総額を詳細タグ付けします。内訳金額は、詳細タグ付けの対象外とします。

株式の保有状況に係る開示は、詳細タグ付け対象です。具体的な項目については、EDINET タクソノミを参照してください。

監査公認会計士等に対する報酬の内容（※）

表中の各記載項目が詳細タグ付け対象です。

非連結の会社が、提出会社に係る情報を 1 行で開示する場合は、「**監査証明業務に基づく報酬－提出会社**」及び「**非監査業務に基づく報酬－提出会社**」の要素を用いてください。

経理の状況

冒頭の記載を EDINET タクソノミの要素の粒度でタグ付けします。EDINET タクソノミの要素で網羅されない事項を記載する場合は、開示書類等提出者自身で要素を追加します。冒頭の記載は連結個別ディメンションを用いないため、連結のみ、又は個別のみの記載事項はそれぞれ別要素となります。

なお、四半期会計期間に係る記載と四半期累計期間に係る記載とを区分してタグ付けすることが困難な場合は、四半期累計期間のコンテキストを利用します。

監査報告書（※）

監査法人（又は会計士事務所）の名称及び監査を担当した公認会計士の名称が詳細タグ付け対象です。

2-5-3　日本基準財務諸表

財務諸表本表

財務諸表本表は、詳細タグ付けします。
連結個別及び純資産科目は、ディメンションで定義します。

計算リンク

計算リンクの対象は財務諸表本表に限定し、その他の計算関係については、計算リンクの対象外とします。

財務諸表注記事項

勘定科目については、財務諸表本表で用いるものと財務諸表注記事項で用いるものとの間に区別はありません。財務諸表本表タクソノミの要素は、財務諸表注記事項のタグ付けにおいても利用可能です。

注記事項については、次の「**連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及び重要な会計方針**」から「**セグメント情報等**」までを参照してください。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及び重要な会計方針

EDINET タクソノミのテキストブロックの粒度でタグ付けし、更に次の（1）から（4）までの項目に該当事項がある場合は、個々の数値をタグ付けします。

（1）連結子会社の数
（2）持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数
（3）持分法を適用した非連結子会社の数
（4）持分法を適用した関連会社の数

図表 2-5-4 個々の会社数にタグ付けする例

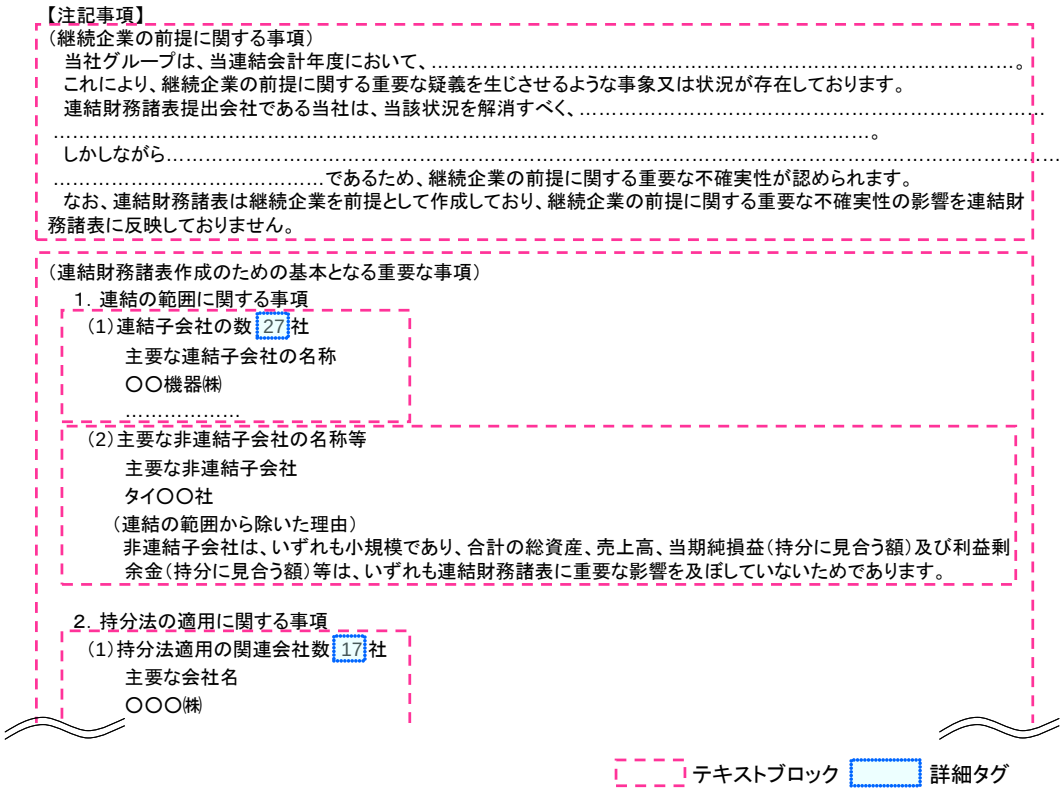

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及び重要な会計方針で使用できる要素は、EDINET タクソノミの表示リンク拡張リンクロール「**会計方針のその他の要素**」にも定義されています。提出者別タクソノミにおいて当該要素を用いる場合は、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、重要な会計方針等の表示リンク及び定義リンクの両方に設定する必要があります。

詳細タグ付けしないケース

ただし、有価証券届出書において最近 2 連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合（最近連結会計年度に係る連結財務諸表を比較情報を含めて記載する場合と異なる。）は、様式ツリーの目次項目レベルの包括タグによるタグ付けまでとし、それ以上の詳細なタグ付けはしません。

貸借対照表関係

注記事項の項番ごと（※）にそれぞれテキストブロックでタグ付けし、更に次の（1）から（4）までの注記事項については、個々の金額をタグ付けします。

（1）たな卸資産の注記
（2）資産の金額から直接控除している引当金の注記
（3）有形固定資産の減価償却累計額の注記
（4）受取手形割引高及び（又は）受取手形裏書譲渡高

※ EDINET タクソノミの一つのテキストブロックが複数の項番にまたがる場合、EDINET タクソノミの複数のテキストブロックが一つの項番の中に記載される場合等のタグ付け上の技術的な理由がある場合は必ずしも項番ごとでなくても構いません。

注記事項の項番ごとのテキストブロックは、原則として当会計期間及び比較対象会計期間の両方の記載を当会計期間のコンテキスト ID でタグ付けします。可能な場合には、当会計期間と比較対象会計期間のそれぞれの記載をそれぞれのコンテキスト ID でタグ付けすることも可能です。

貸借対照表関係（連結、中間及び四半期を含む。）で使用できる要素は、EDINET タクソノミの表示リンク拡張リンクロール「**貸借対照表関係のその他の要素**」にも定義されています。提出者別タクソノミにおいて当該要素を使用する場合は、貸借対照表関係の表示リンク及び定義リンクの両方に設定する必要があります。

貸借対照表関係（連結、中間及び四半期を含む。）の詳細タグ付けの対象となる金額で、財務諸表本表タクソノミの要素が利用可能な場合は、財務諸表本表タクソノミを用います。

上記の（1）から（4）までを除く他の注記事項には、個々の金額のタグ付けはしません。

詳細タグ付けしないケース

ただし、有価証券届出書において最近 2 事業年度に係る財務諸表を記載する場合（最近事業年度に係る財務諸表を比較情報を含めて記載する場合と異なる。）は、様式ツリーの目次項目レベルの包括タグによるタグ付けまでとし、それ以上の詳細なタグ付けはしません。

図表 2-5-5 個々の金額にタグ付けする例

【注記事項】

（連結貸借対照表関係）

※1　たな卸資産の内訳は、次のとおりであり

たな卸資産の注記は
個々の金額にタグ付け

	前連結会計年度 （平成 23 年 3 月 31 日）	当連結会計年度 （平成 24 年 3 月 31 日）
商品及び製品	9,642 百万円	7,531 百万円
仕掛品	3,857	2,909
原材料及び貯蔵品	3,293	2,994
計	16,792	13,434

テキストブロック　詳細タグ

図表 2-5-6 個々の金額にタグ付けしない例

※４　担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであ

個々の金額にはタグ付けしない

	前連結会計年度（平成 23 年３月 31 日）	計年度（平成 24 年３月 31 日）
建物及び構築物	8,888 百万円	8,888 百万円
機械装置及び運搬具	8,888	8,888
土地	8,888	8,888
計	8,888	8,888

テキストブロック

損益計算書関係

注記事項の項番ごと（※）にそれぞれテキストブロックでタグ付けをし、更に次の（１）から（３）までの注記事項については、個々の金額をタグ付けします。これら以外の注記事項は、個々の金額のタグ付けはしません。

（１）たな卸資産の帳簿価額の切下げに関する注記
（２）主要な販売費及び一般管理費
（３）一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費

※ EDINET タクソノミの一つのテキストブロックが複数の項番にまたがる場合、EDINET タクソノミの複数のテキストブロックが一つの項番の中に記載される場合等のタグ付け上の技術的な理由がある場合は必ずしも項番ごとでなくても構いません。

注記事項の項番ごとのテキストブロックは、原則として当会計期間及び比較対象会計期間の両方の記載を当会計期間のコンテキスト ID でタグ付けします。可能な場合には、当会計期間と比較対象会計期間のそれぞれの記載をそれぞれのコンテキスト ID でタグ付けすることも可能です。

損益計算書関係（連結、中間及び四半期を含む。）で使用できる要素は、EDINET タクソノミの表示リンク拡張リンクロール「**損益計算書関係のその他の要素**」にも定義されています。提出者別タクソノミにおいて当該要素を用いる場合は、損益計算書関係の表示リンク及び定義リンクの両方に設定する必要があります。

損益計算書関係（連結、中間及び四半期を含む。）の詳細タグ付けの対象となる金額で、財務諸表本表タクソノミの要素が利用可能な場合は、財務諸表本表タクソノミを用います。

（１）から（３）までを除く他の注記事項には、個々の金額のタグ付けはしません。

詳細タグ付けしないケース

ただし、有価証券届出書において最近 2 事業年度に係る財務諸表を記載する場合（最近事業年度に係る財務諸表を比較情報を含めて記載する場合と異なる。）は、様式ツリーの目次項目レベルの包括タグによるタグ付けまでとし、それ以上の詳細なタグ付けはしません。

図表 2-5-7 個々の金額にタグ付けする例

（連結損益計算書関係）

※１　販売費及び一般管理費のうち主要な費　　す。

主要な販売費及び一般管理費は個々の金額にタグ付け

	前連結会計年（自　平成 22 年４　1 日 至　平成23年３月31日）	至　平成24年３月31日）
給料及び手当	35,932 百万円	40,208 百万円
減価償却費	18,358	17,399
代理店手数料	9,283	10,561

テキストブロック　詳細タグ

図表 2-5-8 個々の金額にタグ付けしない例

※４　固定資産除却損の内容は次のとおりであ

個々の金額にはタグ付けしない

	前連結会計年度（自　平成 22 年４月１日 至　平成23年３月31日）	会計年度（自　平成 23 年４月１日 至　平成24年３月31日）
機械装置及び運搬具	8,888 百万円	8,888 百万円
工具器具備品	8,888	8,888
計	8,888	8,888

テキストブロック

包括利益計算書関係、株主資本等変動計算書関係及びキャッシュ・フロー計算書関係

注記事項の項番ごと（※）にそれぞれテキストブロックでタグ付けします。

※ EDINET タクソノミの一つのテキストブロックが複数の項番にまたがる場合、EDINET タクソノミの複数のテキストブロックが一つの項番の中に記載される場合等のタグ付け上の技術的な理由がある場合は必ずしも項番ごとでなくても構いません。

注記事項の項番ごとのテキストブロックは、原則として当会計期間及び比較対象会計期間の両方の記載を当会計期間のコンテキスト ID でタグ付けします。可能な場合には、当会計期間と比較対象会計期間のそれぞれの記載をそれぞれのコンテキスト ID でタグ付けすることも可能です。

図表 2-5-9 財務諸表等の条文単位でタグ付けする例

（連結包括利益計算書関係）
当連結会計年度（自　平成23年4月1日　至　平成24年3月31日）

※1　その他の包括利益に係る組替調整額

その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	8,888百万円	
組替調整額	8,888	8,888百万円
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	8,888	
組替調整額	8,888	8,888
・・・	・・・	・・・

※2　その他の包括利益に係る税効果額

	税効果調整前	税効果額	税効果調整後
その他有価証券評価差額金	8,888百万円	8,888百万円	8,888百万円
繰延ヘッジ損益	8,888	8,888	8,888
土地再評価差額金	8,888	8,888	8,888
為替換算調整勘定	8,888	8,888	8,888
その他の包括利益合計	8,888	8,888	8,888

テキストブロック

詳細タグ付けしないケース

ただし、有価証券届出書において最近 2 事業年度に係る財務諸表を記載する場合（最近事業年度に係る財務諸表を比較情報を含めて記載する場合と異なる。）は、様式ツリーの目次項目レベルの包括タグによるタグ付けまでとし、それ以上の詳細なタグ付けはしません。

セグメント情報等

詳細タグ付けします。

ただし、関連情報、差異調整に関する事項及び調整額に係る脚注については、それぞれテキストブロックでタグ付けし、表中又は文中の個々の金額は詳細タグ付けしません。

「**報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報の表示項目**」は、財務諸表本表中の調整対象の勘定科目と同一の要素を必ず用います。このとき、表示科目とラベルとが不一致となることを認めます。

例えば、セグメント利益は「**営業利益又は営業損失(△)**」、「**経常利益又は経常損失(△)**」、「**税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)**」又は「**当期純利益又は当期純損失(△)**」を用います。また、セグメント資産は「**資産**」を、セグメント負債は「**負債**」をそれぞれ用います。

財務諸表本表の要素を「**報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報の表示項目**」として注記事項で適宜利用できます。例えば、銀行業における「**資金運用収益**」又は「**資金調達費用**」をセグメント情報として開示する場合は、財務諸表本表の要素を利用します。

セグメントメンバーは開示書類等提出者ごとに追加します。セグメントメンバーを追加する場合は、原則として次のように指定します。

- 標準ラベルは、表示上のセグメント名称と一致させる。
- 冗長ラベルは、標準ラベルに「**、報告セグメント［メンバー］**」(英語では「, Reportable segment [member]」)」を付加する。
- 要素名は、英語冗長ラベルを LC3 変換する。

図表 2-5-10 セグメントメンバーを追加する場合

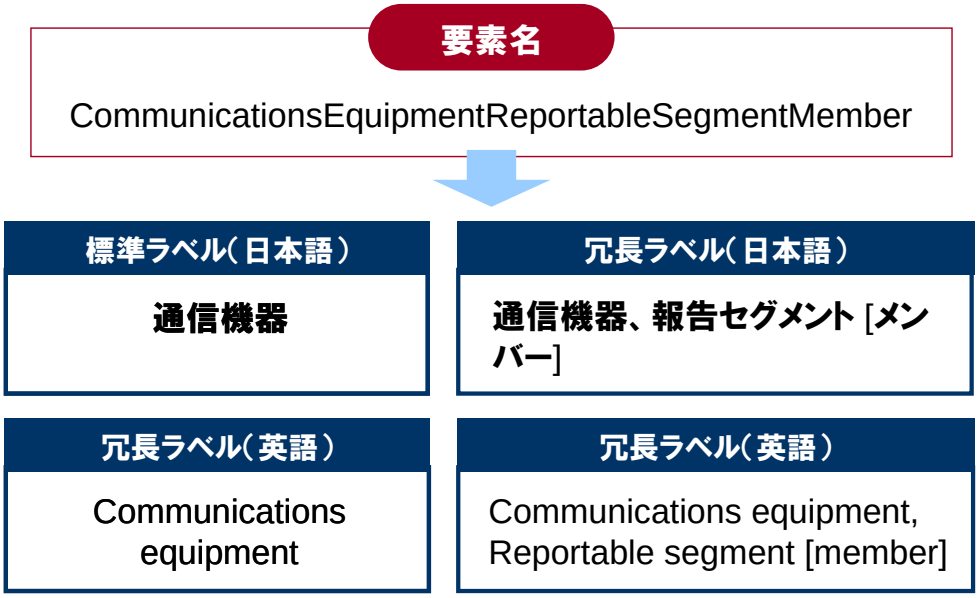

図表 2-5-11 セグメント情報等でタグ付けする例

（セグメント情報等）
【セグメント情報】

1．報告セグメントの概要
当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、……
……。

2．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法
報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、……
……。

3．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自平成22年４月１日至平成23年３月31日）

（単位：百万円）

セグメント情報は詳細タグ付け

	ント				その他（注）	合計
	通信機器	計測機器	産業機械	計		
売上高						
外部顧客への売上高	109, 851	152, 607	40, 358	302, 816	14, 118	316, 934
セグメント間の内部売上高又は振替高	2, 161	—	—	2, 161	—	2, 161
計	112, 012	152, 607	40, 358	304, 977	14, 118	319, 095
セグメント利益	5, 684	11, 243	878	17, 805	967	18, 772
セグメント資産	129, 708	106, 522	71, 915	308, 145	14, 412	322, 557
セグメント負債	70, 500	97, 842	20, 500	188, 842	—	188, 842
その他の項目						
減価償却費	7, 492	5, 798	3, 348	16, 638	500	17, 138
持分法適用会社への投資額	2, 400	2, 141	—	4, 541	—	4, 541
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	11, 752	7, 497	4, 434	23, 683	—	23, 683

（注）その他には、当社が行っている電子機器レンタル事業等を含んでおります。

4．報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	8, 888	8, 888
「その他」の区分の売上高	8, 888	8, 888
セグメント間取引消去	8, 888	8, 888
連結財務諸表の売上高	8, 888	8, 888

【関連情報】
前連結会計年度（自平成22年４月１日 至平成23年３月31日）
1．製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	通信機器	計測機器	産業機械	その他	合計
外部顧客への売上高	8, 888	8, 888	8, 888	8, 888	8, 888

テキストブロック　詳細タグ

2-5-4 IFRS 財務諸表

IFRS 財務諸表（国際会計基準による財務諸表、要約中間財務諸表及び要約四半期財務諸表を含む。）については、財務諸表本表及び本章に記載する注記事項（類似の表現で記載する場合を含む。）が詳細タグ付けの対象です。ただし、該当がない、重要性がない等の理由で本章に記載する注記事項の記載がない場合は、詳細タグ付けの対象になりません。また、本章において詳細タグ付け対象として記載されているということが、それらの注記事項の開示を要求又は推奨するということを意味しません。

拡張リンクロール

提出者別タクソノミにおいて注記事項の詳細ツリーに用いる拡張リンクロールは、注記事項の項番ごとに一つとし、『**提出者別タクソノミ作成ガイドライン 添付 3 拡張リンクロール一覧**』に定義されている拡張リンクロール（ただし、提出者用として選択可能のものに限る。）の中から選択してください。注記事項の表題と拡張リンクロールの definition 中の注記事項名称が一致するものがない場合は、意味的に最も近いものを選択してください（例えば、連結財務諸表注記事項として「**財務費用の内訳**」を開示している場合は、「**657210 金融費用の内訳(IFRS)連結財務諸表**」拡張リンクロールを選択してください。）。

勘定科目要素の選択

勘定科目要素については、財務諸表本表で用いるものと財務諸表注記事項で用いるものとの間に厳密な区別はありません。EDINET タクソノミにおいては、勘定科目要素は特定の拡張リンクロールに配置されますが、国際会計基準タクソノミの要素を提出者別タクソノミにおいて利用する際の勘定科目要素と拡張リンクロールの帰属関係も必ずしも固定的なものではありません。

勘定科目要素の選択に当たっては次の点に注意してください。

＜財政状態計算書（BS）の勘定科目＞

BS 科目のうち、冗長ラベル中に流動・非流動の区分を有するものは、流動性配列の BS（流動・非流動の区分がない。）のタグ付けに利用することはできません（例えば、「**デリバティブ資産、流動資産(IFRS)**」又は「**デリバティブ資産、非流動資産(IFRS)**」は、流動・非流動区分の BS では利用可能ですが、流動性配列の BS では利用できません。）。

BS 科目のうち、冗長ラベル中の親科目が「**資産**」又は「**負債**」であるものは、流動・非流動区分の財政状態計算書のタグ付けに用いることはできません（例えば、「**デリバティブ資産、資産(IFRS)**」は、流動性配列の BS では利用可能ですが、流動・非流動区分の BS では利用できません。）。

なお、流動・非流動のいずれか一方に必ず属する BS 科目は、冗長ラベル中に区分を表す親科目を付けずに設定されており、流動・非流動区分の BS 及び流動性配列の BS のいずれでも利用可能です（例えば、「**繰延税金資産(IFRS)**」は、常に非流動区分なので、冗長ラベル中に親科目が含まれず、いずれの BS でも利用可能です。）。

＜損益計算書（PL）（主に注記事項）の勘定科目＞

国際会計基準タクソノミの PL 科目（注記事項中の科目を含む。以下同じ。）の設定においては、売上原価、販売費、一般管理費の三つを基本的な機能区分としています（以下、これら三つを「**基本的機能区分**」といい、これら三つ及びその組合せ（例えば、「**販売費及び一般管理費**」）の総称を単に「**機能区分**」という。）。

複数の基本的機能区分に属する可能性のある PL 科目は、機能区分別に設定されています。機能区分は、冗長ラベル中の親科目で表されます。機能区分別に設定さ

れている PL 科目は、異なる機能区分の PL 科目のタグ付けに用いることはできません（例えば、「**従業員給付費用、販売費（IFRS）**」は販売費中の従業員給付費用を表すので、「**売上原価**」又は「**販売費及び一般管理費**」中の「**従業員給付費用**」のタグ付けには利用できません。）。

機能区分の同一性の判定においては、必ずしも名称が完全一致する必要はありません。「**営業費用**」は、営業に属する全機能の費用ですが、EDINET のタグ付けにおいては、「**売上原価、販売費及び一般管理費**」は、「**営業費用**」と同一の機能区分とみなします。また、「**費用の性質別内訳**」が営業費用を含む機能別費用合計の内訳である場合は、「**費用の性質別内訳**」も「**営業費用**」と同一の機能区分とみなします（例えば、「**従業員給付費用、営業費用（IFRS）**」は、「**営業費用**」中の「**従業員給付費用**」だけでなく、「**売上原価、販売費及び一般管理費**」又は「**費用の性質別内訳**」中の「**従業員給付費用**」のタグ付けにも利用可能です。

EDINET タクソノミでは、可能性のある全ての機能区分ごとに PL 科目を設定しているわけではありません（利用実績に基づき今後追加設定される可能性はあります。）。複数の基本的機能区分に属する可能性のある PL 科目が、利用したい機能区分で設定されていない場合は、提出者別タクソノミにて要素を追加してください（例えば、「**退職給付費用、販売費（IFRS）**」という要素は EDINET タクソノミに設定されていないため、販売費中の退職給付費用をタグ付けするためには、「**退職給付費用、販売費（IFRS）**」を冗長ラベルとする要素を追加する必要があります。）。

図表 2-5-12 機能区分別に設定される PL 科目の例

<table>
<tr><th>基本的
機能区分</th><th>売上原価</th><th>販売費</th><th>一般管理費</th></tr>
<tr><td rowspan="3">機能区分別の
PL 科目設定</td><td colspan="3">「従業員給付費用、営業費用（IFRS）」</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">「従業員給付費用、販売費及び一般管理費（IFRS）」</td></tr>
<tr><td>「従業員給付費用、売上原価（IFRS）」</td><td>「従業員給付費用、販売費（IFRS）」</td><td>「従業員給付費用、一般管理費（IFRS）」</td></tr>
</table>

一つの基本的機能区分にしか属さない PL 科目及び機能区分別に認識されない PL 科目は、機能区分なしに設定されています（例えば、「**広告宣伝費（IFRS）**」は販売費という基本的機能区分にしか属さないと考えられるので、機能区分なしに設定されており、「**販売費の内訳**」、「**販売費及び一般管理費の内訳**」、「**営業費用の内訳**」等、販売費を包含する機能区分のいずれにおいても利用可能です。「**固定資産売却損（IFRS）**」は、機能区分別に認識されない PL 科目と考えられるので、機能区分なしに設定されています。）。

なお、国際会計基準タクソノミの PL 科目には、段階損益（日本基準における営業損益、営業外損益、特別損益の区分に相当するもの。）による区分はありません（ただし、同一の科目名称が、異なる親科目の配下で複数回出現する場合は、親科目の違いごとに要素定義が必要です。）。

財務諸表本表

財政状態計算書の科目一覧ツリーでは、「**流動・非流動**」と「**流動性配列**」とで異なる拡張リンクロールが用意されています。また、包括利益計算書（1 計算書方式）については、損益計算書と異なる拡張リンクロールが用意されています。

国際会計基準タクソノミでは業種別のタクソノミやパターン別リンクベースファイルは用意されていません。

計算リンク

計算リンクの対象は次の二つに限定し、その他の計算関係については、計算リンクの対象外とします。

① 財務諸表本表の各表（脚注を除く。ただし、次の②に該当する場合は、計算リンクの対象。）

② セグメント損益と税引前当期利益との調整（セグメント情報以外の場所に記載されている場合を含む。）

セグメント情報

セグメント損益は、セグメント表上の調整後合計が損益計算書上の段階損益と同一である場合は、当該段階損益と同一の要素を使用します。そうでない場合は、「**セグメント利益（△損失）（IFRS）**」要素を用います。

企業全体の開示については、製品及びサービスに関する情報、地域に関する情報及び主要な顧客に関する情報をそれぞれテキストブロック要素でタグ付けします。

棚卸資産

前期及び当期の期末残高が詳細タグ付け対象です。また、該当ある場合、移行日残高も詳細タグ付け対象です。

有形固定資産

前期及び当期の期末残高（取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額並びに帳簿価額）が詳細タグ付け対象です。また、該当ある場合、移行日残高も詳細タグ付け対象です。期中の増減内容については、詳細タグ付けしません。

減価償却累計額及び減損損失累計額は、記載上の正負にかかわらず、負値でタグ付けしてください（タクソノミ要素の balance 属性は debit に設定されています。）。

のれん及び無形資産

前期及び当期の期末残高（取得原価、償却累計額及び減損損失累計額並びに帳簿価額）が詳細タグ付け対象です。また、該当ある場合、移行日残高も詳細タグ付け対象です。期中の増減内容については、詳細タグ付けしません。

償却累計額及び減損損失累計額は、記載上の正負にかかわらず、負値でタグ付けしてください（タクソノミ要素の balance 属性は debit に設定されています。）。

無形資産の注記事項として記載する場合には、「**無形資産の内訳**」用の拡張リンクロール、ルート要素、表要素及び表示項目要素を用いて表示リンクベースを作成します。

のれんを無形資産とは別の注記項番としている場合、のれんに関する情報は、「**のれんの内訳**」用の拡張リンクロール、ルート要素、表要素及び表示項目要素を用いて表示リンクベースを作成します。

営業費用の内訳

「**営業費用の内訳**」、「**売上原価、販売費及び一般管理費の内訳**」等、営業費用合計の内訳を開示する場合は、主として次の拡張リンクロールの要素が利用可能です。

・650000 営業費用の内訳（IFRS）　科目一覧

・650001 営業費用の内訳（IFRS）その他の要素

費用の性質別内訳

営業費用を含む費用合計の内訳として費用の性質別内訳を開示する場合は、主として次の拡張リンクロールの要素が利用可能です。

・650000 営業費用の内訳（IFRS）　科目一覧
・655000 その他の収益及びその他の費用の内訳（IFRS）　科目一覧
・657000 金融収益及び金融費用の内訳（IFRS）　科目一覧

売上原価の内訳

売上原価の内訳を開示している場合は、主として次の拡張リンクロールの要素が利用可能です。

・652100 売上原価の内訳（IFRS）　科目一覧

販売費及び一般管理費の内訳

販売費及び一般管理費の内訳を開示している場合は、主として次の拡張リンクロールの要素が利用可能です。

・652000 販売費及び一般管理費の内訳（IFRS）　科目一覧

販売費の内訳と一般管理費の内訳を分けて開示している場合は、主として次の拡張リンクロールの要素が利用可能です。

・652001 販売費及び一般管理費の内訳（IFRS）その他の要素

販売費と一般管理費を別の注記項番としている場合には、販売費の内訳、一般管理費の内訳、それぞれ用の拡張リンクロール、ルート要素、表要素及び表示項目要素を用いて表示リンクベースを作成してください。

その他の収益及びその他の費用

その他の収益及びその他の費用又はその他の営業収益及びその他の営業費用の内訳を開示している場合には、主として次の拡張リンクロールが利用可能です。

・655000 その他の収益及びその他の費用の内訳（IFRS）　科目一覧
・655001 その他の収益及びその他の費用の内訳（IFRS）　その他の要素

その他の収益とその他の費用を別の注記項番としている場合には、その他の収益の内訳、その他の費用の内訳、それぞれ用の拡張リンクロール、ルート要素、表要素及び表示項目要素を用いて表示リンクベースを作成してください。その他の営業収益とその他の営業費用を別の注記項番としている場合も同様です。

金融収益及び金融費用

金融収益及び金融費用の内訳を開示している場合は、主として次の拡張リンクロールの要素が利用可能です。

・657000 金融収益及び金融費用の内訳（IFRS）　科目一覧
・657001 金融収益及び金融費用の内訳（IFRS）その他の要素

金融収益と金融費用を別の注記項番としている場合には、金融収益の内訳、金融費用の内訳、それぞれ用の拡張リンクロール、ルート要素、表要素及び表示項目要素を用いて表示リンクベースを作成してください。

個別開示項目、その他の営業外損益

個別開示項目の内訳又はその他の営業外損益の内訳を開示している場合には、主として次の拡張リンクロールの要素が利用可能です。

・655000 その他の収益及びその他の費用の内訳（IFRS） 科目一覧
・655001 その他の収益及びその他の費用の内訳（IFRS） その他の要素
・657000 金融収益及び金融費用の内訳（IFRS）科目一覧

IFRS 適用初年度の第1四半期報告書の提出

IFRS 適用初年度の第 1 四半期報告書において、IFRS による前期の連結財務諸表を併せて提示する場合、EDINET タクソノミの「**国際会計基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表[テキストブロック]**」を用いて包括タグ付けします。詳細タグ付けはしません。

2-5-5 特定有価証券開示府令

【ファンドの経理状況】における個別財務諸表は、ディメンションで定義します。

【投資法人の経理状況】における個別財務諸表及び株主資本等変動計算書は、ディメンションで定義します。

2-5-6 大量保有府令

EDINET タクソノミの要素の粒度で詳細タグ付けします。
ただし、次の目次はテキストブロックでタグ付けします。

・**【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】**
・**【借入金の内訳】**
・**【借入先の名称等】**

2-5-7 他社株買付府令

目次のうち**【買付け等を行った後における株券等所有割合】**は詳細タグ付けします。これ以外の目次は、様式ツリーの包括タグでタグ付けします。

2-5-8 詳細タグ付けに係る注意事項

2-5-8-1 金額の記載方法

詳細タグ付けの対象となる金額は、「**〇億〇千万円**」等、金額単位が複数回現れる記載方法では XBRL のタグ付けができません。「**〇,〇〇〇百万円**」、「**〇,〇〇〇千円**」等、金額単位が一回のみ現れる記載方法にしてください。

2-5-8-2　目次のみ記載される場合

目次のみ記載され、内容が記載されていない箇所は、タグ付けの必要はありません。

例えば、公開買付届出書において、公開買付者が継続開示会社であるために**【公開買付者の状況】**中で目次のみ記載している箇所は、タグ付け不要です。

2-5-8-3　目次要素を追加した場合

開示書類等提出者自身で目次要素を追加した場合、当該目次要素に対応する包括タグも様式ツリーへの追加が必要です。詳細タグ付けはしません。

2-5-8-4　タグ付けを要しない記載事項

タグ付けを要しない場合と箇所は、次のとおりです。

府令様式による定型句

府令様式に定められている定型句は、開示書類等提出者による開示情報ではないため、タグ付け範囲に含める必要はありません。

例えば、開示府令第十一号様式の**【募集要項】**の冒頭には、「**以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。**」という定型句が記載されます。当該定型句のタグ付けは不要です。

該当事項がなく目次のみ記載する場合

該当事項がないため、目次のみを記載し、該当事項がない旨を記載しない場合は、当該目次のタグ付けは不要です。

図表 2-5-13 該当事項がなく目次のみ記載する場合の例

親概念で該当事項がない旨を記載する場合

親概念となる目次に対して、該当事項がない旨を記載する場合は、当該目次の子概念となる目次に対するタグ付けは任意です。

図表 2-5-14 親概念で該当事項がない旨を記載する場合の例

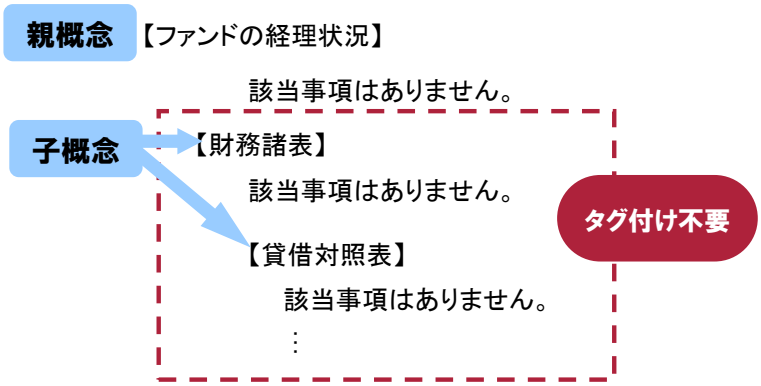

2-5-8-5 ファンドの委託会社の中間財務諸表本表

【ファンドの委託会社の経理状況】に、通期の財務諸表に加え中間財務諸表を記載する場合は、中間財務諸表本表及び注記事項の全てを「**注記事項、委託会社等の経理状況[テキストブロック]**」に含めてタグ付けします。

EDINET タクソノミの概要説明(案)

平成 30 年 12 月